

第4期都筑区地域福祉保健計画

「つづき あい」

計画期間 令和3年度～7年度

(2021年度～2025年度)

素案



横浜市都筑区役所

横浜市都筑区社会福祉協議会

区内地域ケアプラザ (加賀原・葛が谷・新栄・中川・東山田)



目次

<u>第①章 都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」の策定に当たって</u>	1
<u>第②章 第4期都筑区地域福祉保健計画の基本的な考え方</u>	5
<u>第③章 計画策定の背景について（都筑区を取り巻く状況）</u>	10
<u>第④章 第4期都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」区計画</u>	16
<u>第⑤章 第4期都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」地区別計画について</u> ※各地区で検討中のため、掲載していません	
<u>第⑥章 計画の推進体制</u>	41

第1章 都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」の策定に当たって

都筑区では、子どもから高齢者まですべての方を対象に、区民との協働により「都筑区地域福祉保健計画」を策定し、推進しています。

1. 「地域福祉保健計画」とは

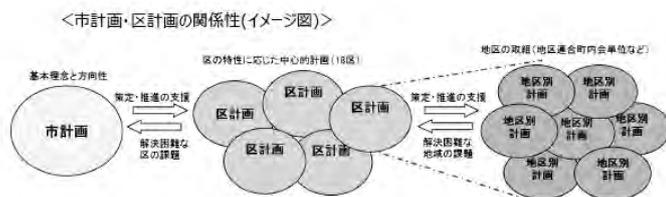
平成12年の社会福祉法改正に伴い、市町村に市町村福祉計画の策定が求められました。それに伴い本市においては、平成16～20年度までを計画期間とした「第1期横浜市地域福祉計画」を策定し、以後5年ごとに計画を改訂しています。また、市民の皆様の目線による地域の実情に応じたきめ細かい計画にするために全国的には珍しい区計画と地区別計画を5年ごとに策定するとともに、保健分野も一体的に推進することから福祉保健計画としています。

都筑区においては、「であい ささえあい わちあい」を基本理念として地域の方、事業者、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が協働して計画を推進しています。また、区民の皆様に親しまれるように計画の愛称は「つづき あい」としています。

なお、この計画書は、一昨年度改訂された本市の第4期計画を基本に令和3～7年度までを計画期間とした都筑区福祉保健計画「つづき あい」第4期計画となっています。

【市計画・区計画・地区別計画の関係】

	市計画	区計画	
		区(全体)計画	地区別計画
位置付け	基本理念や市としての方向性を示すことにより、区計画の推進を支援する計画	区の特성에応じた、区民に身近な中心的計画	地区の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザと協働して策定・推進する計画
盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none"> 分野別計画を横断的につなぎ、地域福祉保健に関する施策を調整するための連携した取組 区計画を進めるために必要な市や市社協による支援策、区域で解決できない課題に対する市域での取組 市民の活動の基盤整備に関する取組 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉保健に関する区の方針 地区別計画の活動を支える取組 区域全体の福祉保健の共通課題、住民主体の活動では解決できない課題、区域で取り組むべき課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組 	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組 地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支え合いや健康づくりの取組 支援が必要な人の日常生活に運動した支援策・取組



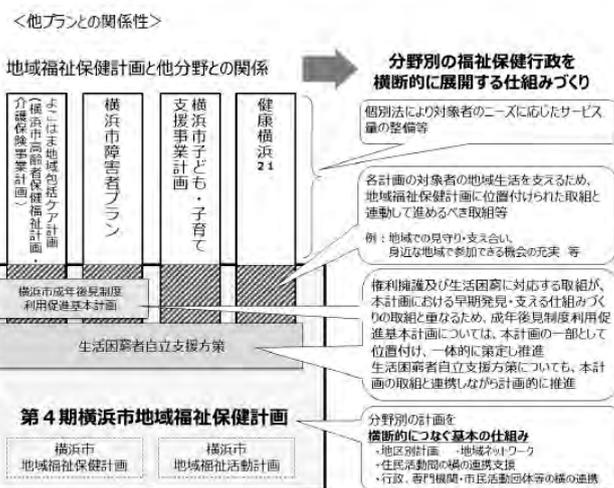
【参考：第4期横浜市地域福祉保健計画】

横浜市では福祉保健の分野に関して、次の計画などを策定しています。

- ・よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
- ・横浜市障害者プラン
- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画
- ・健康横浜21

地域福祉保健計画は、地域の視点からこれらの分野別計画に共通する理念、方針や地域における取組の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。

また、分野別計画で示している対象者の地域生活を支えるための事業や支援については、地域福祉保健計画においても住民と協働で取り組んでいきます。



2. 都筑区地域福祉保健計画の策定・推進の経過、振り返り

◆第1期計画（平成18年度～22年度）

人と人がつながるきっかけである「であい」をつくり、そのうえで「ささえあい わかちあい」ができるような人のつながりを広げていくという考え方から、人と人との「であい ささえあい わかちあい」を基本理念とし、行動していくための計画として、平成18年度に「第1期都筑区地域福祉保健計画」を策定しました。

地域では、「地域情報誌の作成」や「災害時における要援護者の支援」、「孤立しがちな高齢者の見守り」、「子育てサロンの開催」など、人と人がつながり、支え合っていくための主体的な取組が進められてきました。

◆第2期計画（平成23年度～27年度）

第1期計画での取組や地域懇談会での意見、また平成21年度に実施した区民意識調査結果等から、「地域のつながりの希薄化」や「活動や取組の担い手の不足・固定化」、「家族以外の社会的支援が必要な人の増加」といった課題が明らかになりました。

第2期計画ではこれらの課題に的確に対応できるよう、重点を置くべき課題を明確にし、より焦点を絞った計画としました。

地域では、第1期計画期間中に定着した話し合いの場などを活かしたつながりづくりが進んだほか、必要な人に必要な支援を届けるため、全ての地区連合自治会町内会で災害時要援護者支援事業「つづき そなえ」に取り組むなど、顔の見える関係づくりが進められました。

「つづき あい通信」の発行

地域における福祉保健の取組や活動を紹介する情報誌「つづき あい通信」の発行により、計画のPRをはじめ、計画を推進する各地域の取組状況等の情報を区全体で共有することができています。

◆第3期計画（平成28年度～令和2年度）

第3期計画では、地域懇談会での意見等から「地域活動の担い手育成・確保」「地域のつながりづくり」「地域における情報の収集と発信」などが地域の共通課題として認識されるようになりました。

こうした状況の変化を踏まえ、健康づくり、高齢者の見守り、多世代交流など地域の特徴や状況に応じた多様な活動が行われ、顔の見える関係づくりが進みました。また、区役所や区社会福祉協議会の補助金を活用し、新たな取組だけでなく、今ある活動をさらに活性化・主体化した取組が増えました。

また平成30年度には、第4期計画の策定に向けて、区（全体）計画について、区、区社協、地域ケアプラザの3者による意見交換を行い、これまでに実施した取組を振り返り、区計画の進捗状況を確認するとともに、計画策定当初との状況の変化も踏まえながら、今後の取組の方向性を共有しました。

「つづき あい基金」助成金

地域の福祉保健に関する課題解決に向けた活動を行う団体を支援することを目的に、チャリティーゴルフ大会の収益金等を基に区独自に設置した基金で、都筑区社会福祉協議会が運営しています。これまで多くの団体が支援を受け、活動に取り組んでいます。

3. 第4期計画に引き継がれる課題

第3期計画からの課題を引き継ぐとともに、第4期市計画も踏まえ、第4期計画で引き続き取組を進めていきます。

- ・「地域活動の担い手育成・確保」「地域のつながりづくり」「地域における情報の収集と発信」など第3期計画での課題を踏まえ、引き続き、解決に向けた取組を進めていきます。
- ・自治会町内会圏域等、より身近な地域での取組を推進し、地域福祉保健の取組を充実させていくための支援の基盤づくりを更に推進していくことが必要です。
- ・支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、生活課題・地域課題の把握・解決の仕組みや体制づくりを一層推進していくことが必要です。
- ・幅広い層が社会参加できるよう多様な選択肢の提供や様々な主体の協働による取組が必要です。

4. 区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザによる一体的な策定・推進

都筑区地域福祉保健計画は区役所と都筑区社会福祉協議会、地域ケアプラザが共通の基本理念、目指す姿のもと、地域福祉保健の事業に一体的に取り組み、計画を推進していきます。

◆都筑区社会福祉協議会（区社協）

社会福祉法で「地域福祉の推進を図る」ことを目的に組織された地域の住民や団体・施設が会員として加入している民間の福祉団体です。

区社協の目的は、福祉のまちづくりを目指して地域福祉活動を進めることであるため、「自主性」と「公共性」という性格を持っています。

区社協は、地域の福祉課題をみんなの課題とし、地域の人々で話し合い、計画的に解決に向かうよう取り組んでいます。

主な活動内容

- ・身近な地域でのつながり・支え合い活動の推進（地域福祉団体等への助成など）
- ・幅広い福祉保健人材の育成（ボランティア活動の推進、福祉教育の推進など）
- ・権利擁護の推進、高齢者・障害児者・子育て中の親・生活困窮者への支援（あんしんセンター、外出支援サービス事業など）
- ・生活支援体制整備事業
- ・福祉保健活動に関する相談支援、ネットワークづくりなど



ボランティア交流会の様子



ボランティア交流会グループワークの様子



ボランティア交流会車椅子講座の様子



都筑区社会福祉協議会
キャラクター「ゆいピー」

◆地域ケアプラザ

誰もが住み慣れたまちで、安心して暮らせる地域をつかっていくための拠点として、地域の福祉・保健活動を支援し、福祉・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設です。

そのほか、地域の皆さんの福祉・保健活動等の支援や交流の場、地域の身近な相談窓口としてもご利用いただけます。

地域ケアプラザの機能

- 地域活動交流
活動の場の提供、地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり、ボランティア活動の担い手の育成
- 福祉や保健に関する相談・支援（地域包括支援センター）
介護保険に関する相談・助言・調整、介護予防の取組、権利擁護、ケアマネジャーや事業者、地域関係者などとの支援ネットワーク構築
- 生活支援体制整備事業
高齢者の生活支援・介護予防・社会参加を推進
- 福祉サービス・保健サービス
高齢者デイサービス等



調理ボランティア



男子料理教室



福祉・保健の専門職員による相談



体操講座



地域の方との交流



（★）横浜市では、都筑区の都田地区に、横浜環状北西線トンネル上部の土地（都筑区東方町 655-1 ほか）を利用し、地域ケアプラザ及び地区センター、両施設の複合整備を進めています。令和4年度中の開所を予定しています。

第2章 第4期都筑区地域福祉保健計画の基本的な考え方

1. 基本理念と目指す姿

基本理念： 人と人との「であい ささえあい わかちあい」

目指す姿： 「であいが広まり、お互いにささえあい、地域がもつ力をわかちあえる地域づくり」

生活利便性の高い都筑区には、ここで生まれ育ち、地域に愛着をもって暮らし続けている人から、都市居住地としての魅力に惹かれて転入してきた人、仕事の関係で転入してきた人など、多様な価値観やライフスタイルの人が暮らしています。

生活する上で何かしらの支援が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けること、生活の中で起こりうる「困りごと」などに社会的な支援を受けつつ前向きに対応して、自分らしく生きていくことは、誰もが願うことです。

また、子育ての不安、高齢者の介護、障害のある人の社会参加、経済的困窮など、さまざまな課題を抱え、「生きづらさ」を感じている方々が、社会から孤立することなく、地域の中で見守りながら、早期かつ継続的に支援を実施し、主体的に自立していくことを支えることも大切です。

都筑区では、人と人がつながるきっかけである「であい」をつくり、そのうえに「ささえあい わかちあい」ができるような人のつながりを広げていくという考え方から、『人と人との「であい ささえあい わかちあい」』を基本理念として、平成18年に策定した第1期計画から、これに基づいて、地域のお住いのすべての人を対象に、地域福祉保健計画を推進してきました。第4期計画を策定するにあたって、この基本理念を引き継いでいきます。

◆第1期から引き継いできた考え方

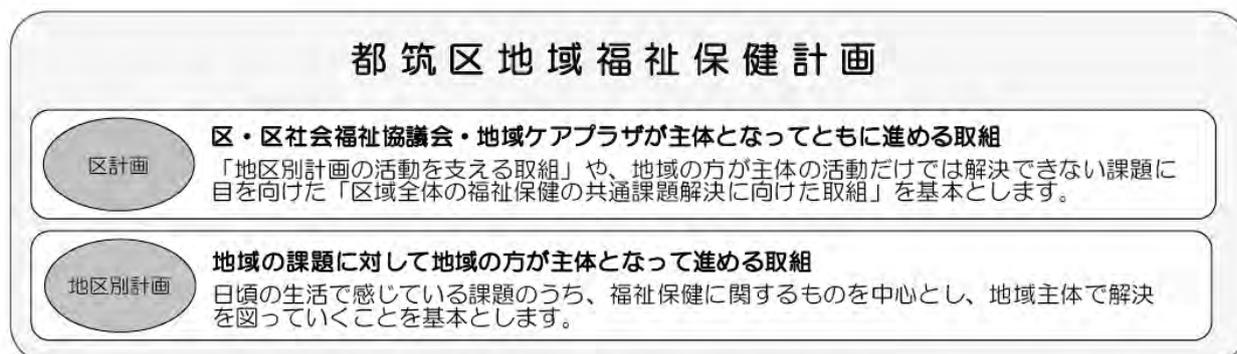
- どのようなサービスがあっても、必要な人に情報が届かなければ、利用につながりません。身近な地域でお互いが知り合い、つながりができる場や機会があれば、公的なサービスで対応できない困りごとの解決に結びついたり、孤立を防ぐことにつながる可能性があります。
- 地域での活動が広がっている一方で、高齢者人口の増加など、今後増えていく支援が必要な人に対する、地域での見守り体制や課題解決に向けた取組が一層重要になってきます。

2. 計画の構成

都筑区地域福祉保健計画は、「区計画」と「地区別計画」により構成されています。

都筑区では、「区計画」は地区別計画や地域活動を支援するための取組や区域で進めるべき取組を中心とした内容としています。

「地区別計画」を15の連合町内会自治会・地区社会福祉協議会エリアごとに作成することとし、地区の課題の解決に向けた地域の主体的な取組を示す内容としています。



3. 第4期計画の期間

令和3年度から7年度までの5年間とします。

4. 第4期計画の特徴

これまでの地域福祉保健計画での取組の振り返りや地域懇談会での意見、また区民意識調査や活動団体へのインタビューなどの結果に社会情勢等も加味し、第4期計画を策定しています。

◆第4期計画と第3期計画との違い

第3期計画では、基本理念『人と人との「であい ささえあい わかちあい」』のもと、都筑区のデータや特徴を踏まえ、分野ごとに取組を進めてきました。

第4期計画では、地域福祉保健を取り巻く状況の変化や第4期市計画が持つ「福祉保健分野の各計画を“地域”という視点で横断的につなぐ」という性質を踏まえ、様々な課題に分野を超えて対応できるよう、区計画を「地域」に主眼を置いた構成とするほか、これまで区計画で掲げてきた基本理念に基づいて、推進の柱を設定します。

また、支援が必要な人への取組について、明確にしたほか、地域人材の育成や地域の基盤である地域組織の充実、その取組を支援する区、区社協、地域ケアプラザの役割についても、記載しました。

第4期計画でもこれまで築き上げてきた成果を土台に、地域人材の育成や成年後見制度の利用促進など、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉保健の取組を一層、推し進めていきます。

◆第4期計画への期待（活動団体インタビューより）

都筑区は、転入者が多く慣れない土地で顔見知りもないため、引きこもりがちになり、相当困った状態になるまで周りに助けを求められない人にも出会います。これからは、引きこもらせない・孤立させない取組を進め、困っている人を早めに見つけて、手を差し伸べられるようにしていきたいです。

個々に取り組みれていた活動をつなげることで、地域の中に活動を広げ、地域の人々のつながりをつくってきました。これまでの取組を地道に継続させつつも、「地域の人々にとっていいと思うもの」に変化させていくことが必要だと思っています。

地域の活動は、自分の地域を大切に思い、住みやすいまちにする活動だと思っています。活動する側・される側、お互いに感謝する、これからの地域活動の場がそういった気持ちを育み地域の人がつながるきっかけになるといいと思います。

子育ての輪が広がり、地域の皆さんとのつながりができました。子育て中の皆さんが応援して下さる誰かにつながる入口になればと思います。今後は、子どもが生まれる前の妊娠期からのつながりづくりも大切にしていきたいと思っています。

健康づくりは年齢・性別に関係なく、どなたでも取り組みます。私たちの活動趣旨は地域の人々が健康づくりに取り組むきっかけづくり・提供だと思っています。今後は心の健康づくりも大切です。心の健康づくりを通して、人々のつながりの輪がさらに広がると思います。

◆地域福祉保健を取り巻く状況の変化（第4期市計画より）

○地域共生社会の実現に向けて（国の動向）

（福祉ニーズの多様化と少子高齢化）

少子高齢化や人口減少の進行、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化、非正規雇用の拡大等、社会状況は大きく変化している一方で、社会的孤立や介護と育児の問題を同時に抱える等の「複合的な課題」、既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」が増えています。

こうした中で、これまで対象ごとに整備が進められてきた公的支援が、今後、様々な課題に包括的に対応していくことが求められています。

（地域を基盤とした支え合いの重要性）

また、改めて地域を基盤にした支え合いが注目され、福祉保健分野を問わず、様々な主体が協力して課題を解決する力を高めていくことが必要とされています。

国では、このような状況を踏まえ「地域共生社会の実現」を目標に掲げ、社会福祉制度の改革へ向けた様々な検討が進められています。

○地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と地域社会にある資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

○個人や世帯の抱える複合的な課題等への包括的な支援

○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

○住民の主体的な支え合いを育み暮らしに、安心と生きがいを生み出す

○地域資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支えあいの充実、公的機関と協働した地域課題解決に向けた体制の整備
- 複合的な課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- 地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

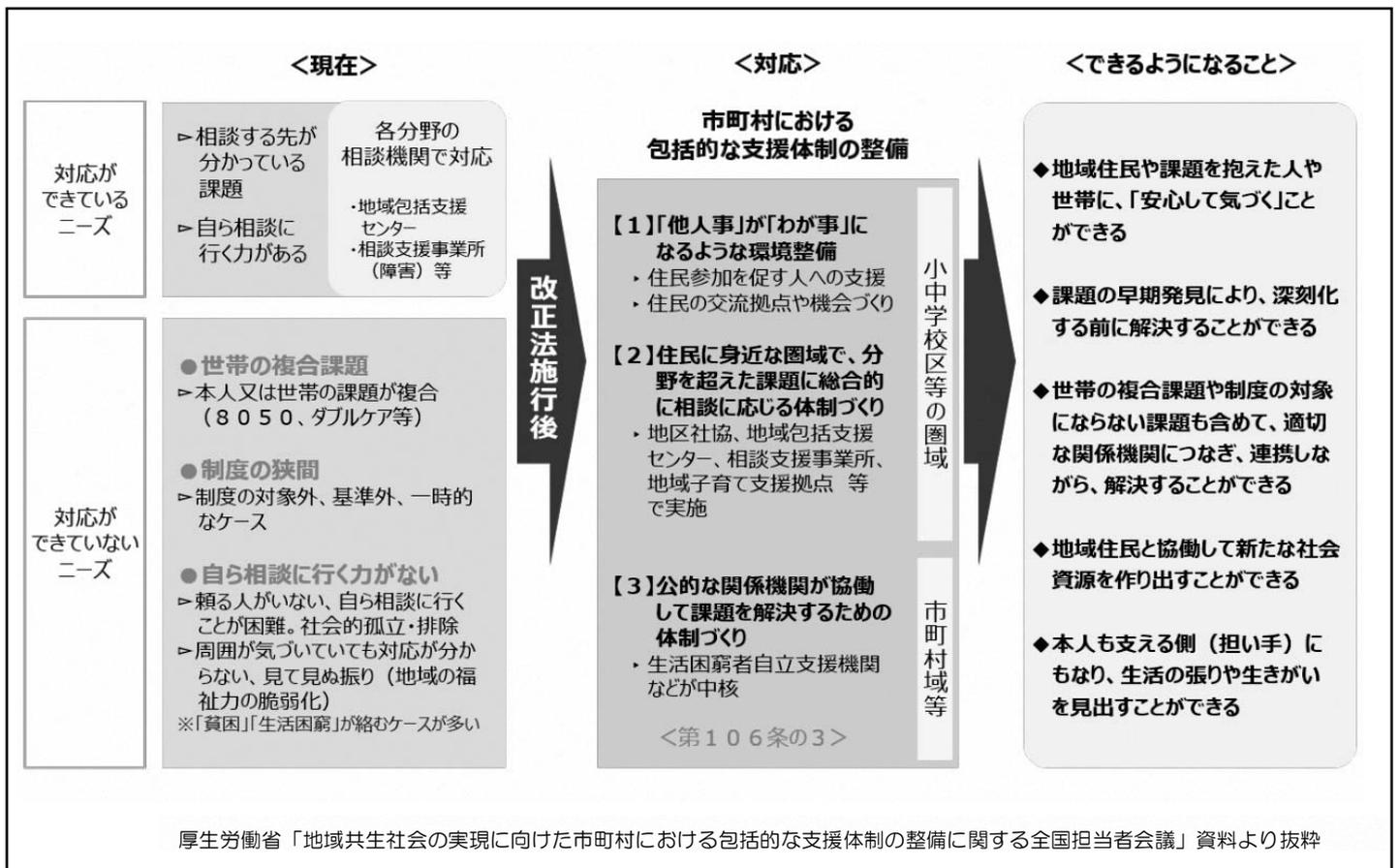
- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会福祉の枠を超え、地域資源と丸ごとつながることで「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化

厚生労働省資料をもとに作成



◆ 「我が事」

社会的孤立や制度の狭間の課題といった、地域で表面化している課題に対し、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」の意識をもって主体的に取り組み、つながり支え合う地域を育てていくこと。

◆ 「丸ごと」

「8050問題」や「ダブルケア」のように、多様化・複合化している生活課題に対し、高齢・障害といった分野を超えて包括的な支援を提供すること。

◆国における法改正・制度の見直しの状況（第4期市計画より）

○市町村地域福祉計画（平成29年6月改正社会福祉法）

「市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画策定の努力義務化」等が規定されました。

○社会福祉法人の地域貢献（平成28年3月改正社会福祉法）

社会福祉法人においては、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されました。

○生活困窮者自立支援制度（平成27年4月施行生活困窮者自立支援法）

経済的に困窮し、社会保険制度と生活保護制度の間の段階で、これまで支援の狭間にあった方々の早期の自立を支援する第二のセーフティネットとして制度化されました。

○成年後見制度利用促進基本計画

（平成28年5月施行成年後見制度の利用の促進に関する法律）

平成29年3月に上記の法律を踏まえ、国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」に取り組むこととされています。また市町村は、国の計画を勧案して、市町村計画を策定するよう、務めることとなっています。

第3章 計画策定の背景について（都筑区を取り巻く状況）

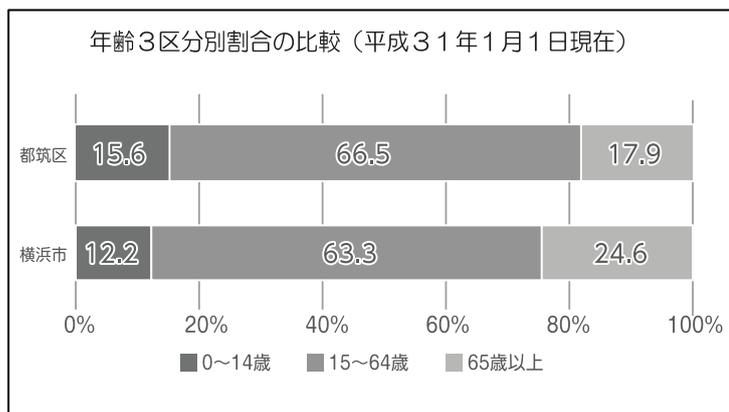
○統計データ

◆人口等動態 等

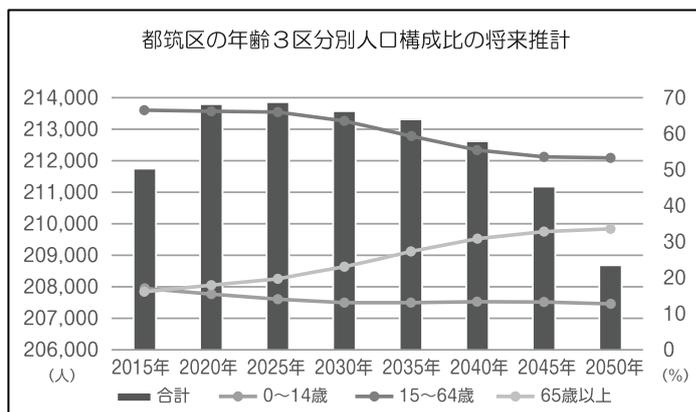
都筑区は子育て世代が多く住み、区民の平均年齢が最も若い区です。

一方で、高齢者人口の伸び率は高く、これから高齢化がますます進んでいくことが予想されます。

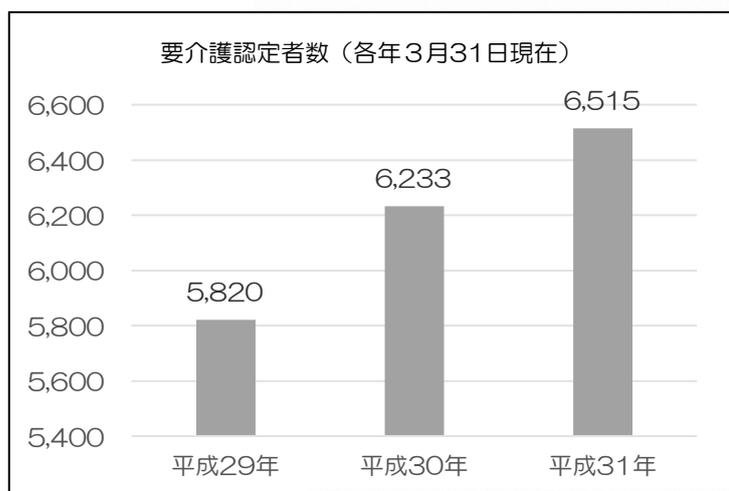
また、区内の「ひとり暮らし高齢者数」、「要介護認定者数」、「障害者手帳の交付数」などについて、第3期計画を策定した時期（平成27年）と比べ、いずれも増加しており、今後も増加することが見込まれます。



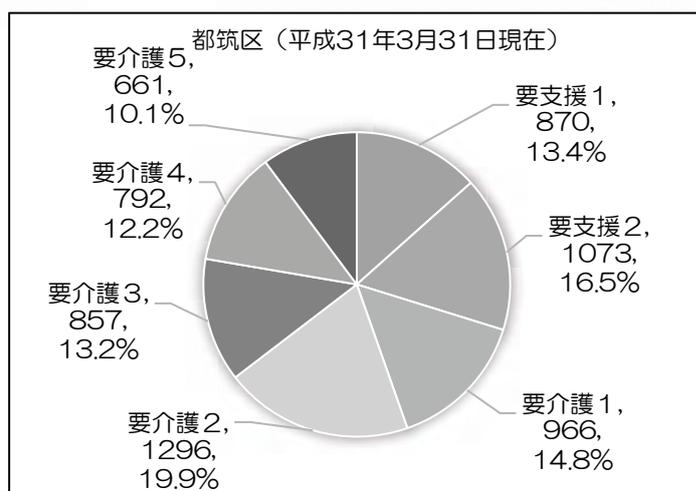
出典：横浜市統計情報ポータル



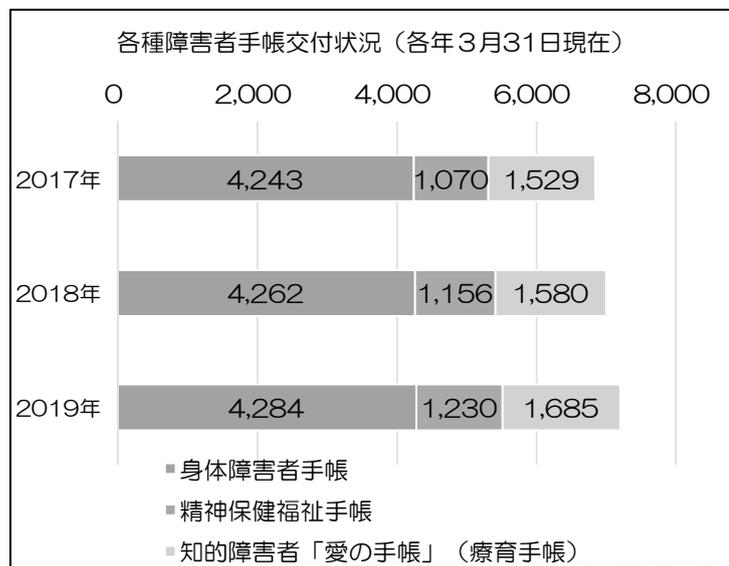
出典：横浜市統計情報ポータル



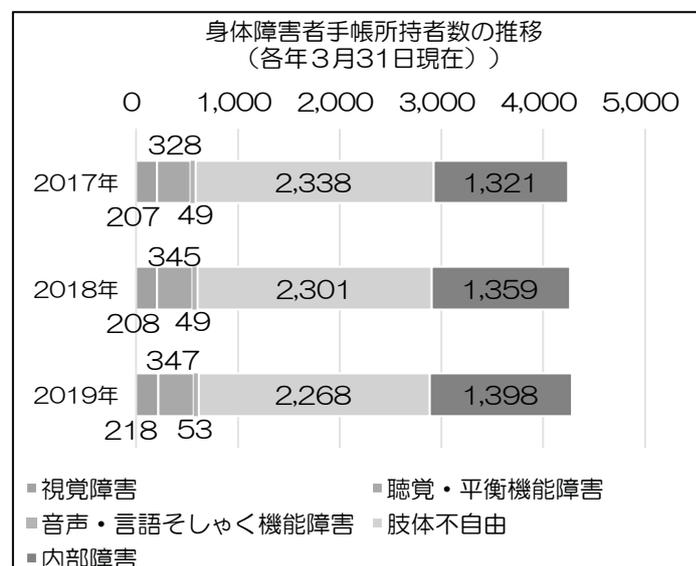
出典：都筑区高齢・障害支援課



出典：都筑区高齢・障害支援課



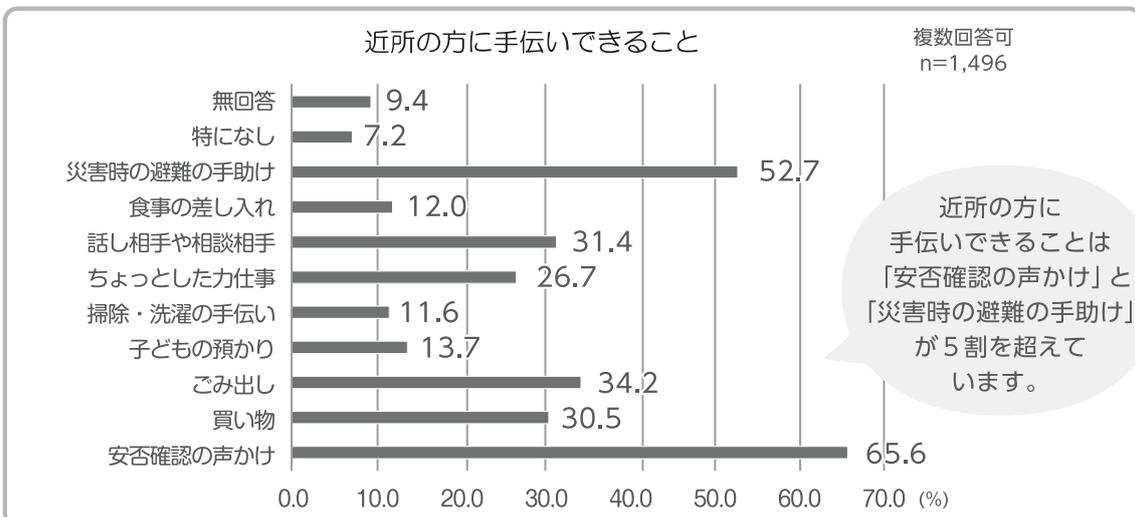
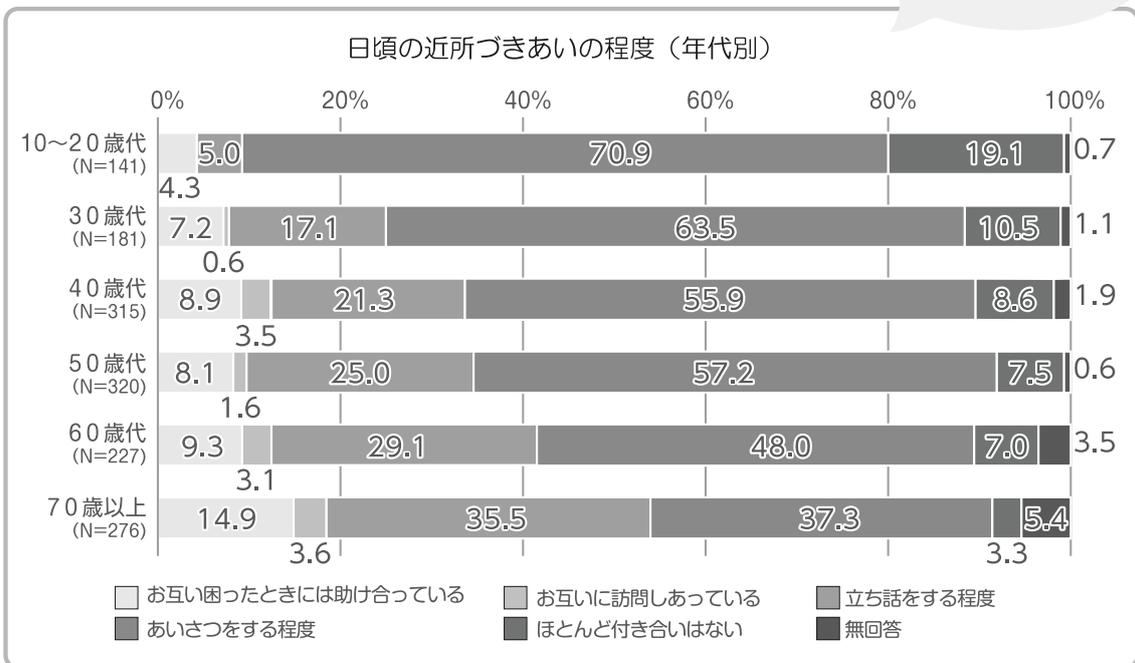
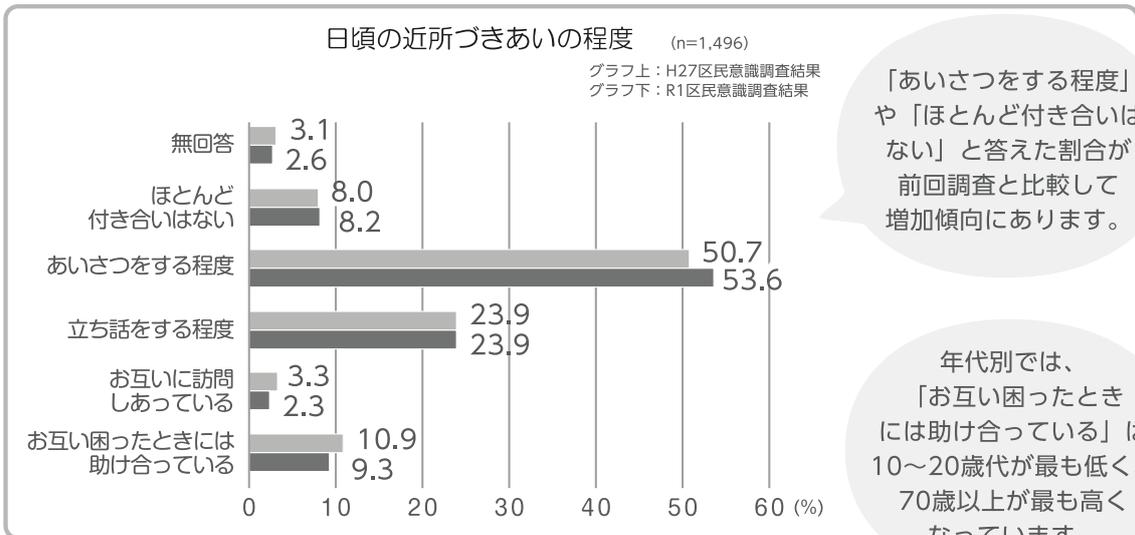
出典：横浜市統計書



出典：横浜市統計書

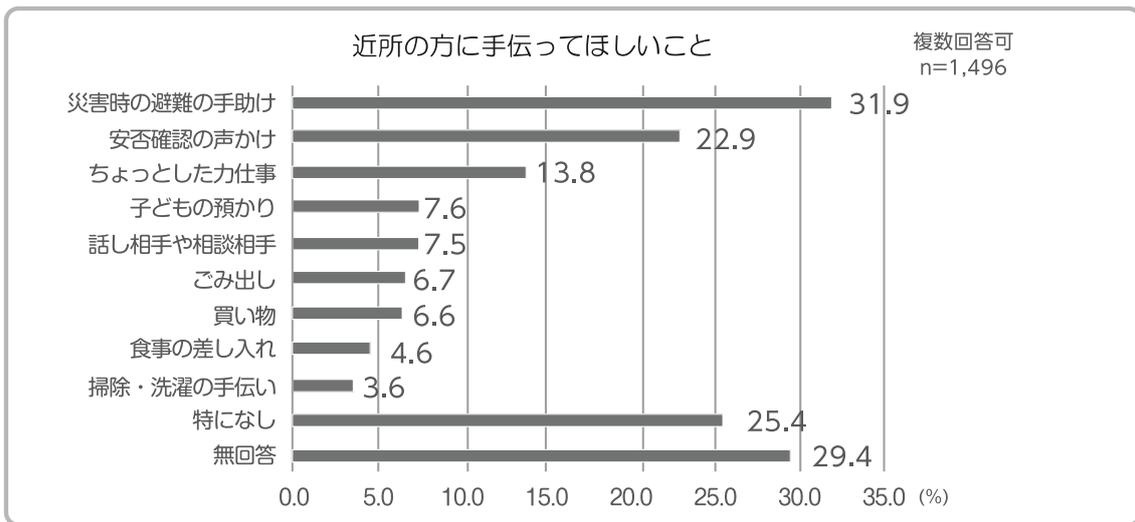
◆隣近所とのつながりについて

日頃の近所付き合いの程度について、「あいさつをする程度」との回答が最多である一方で、近所で困っている人に対して、過半数の人が「安否確認の声掛け」や「災害時の避難の手助け」について、3割以上の人が「買い物」や「ごみ出し」、「話し相手や相談相手」について、手伝いができると回答しています。



出典：都筑区民意識調査

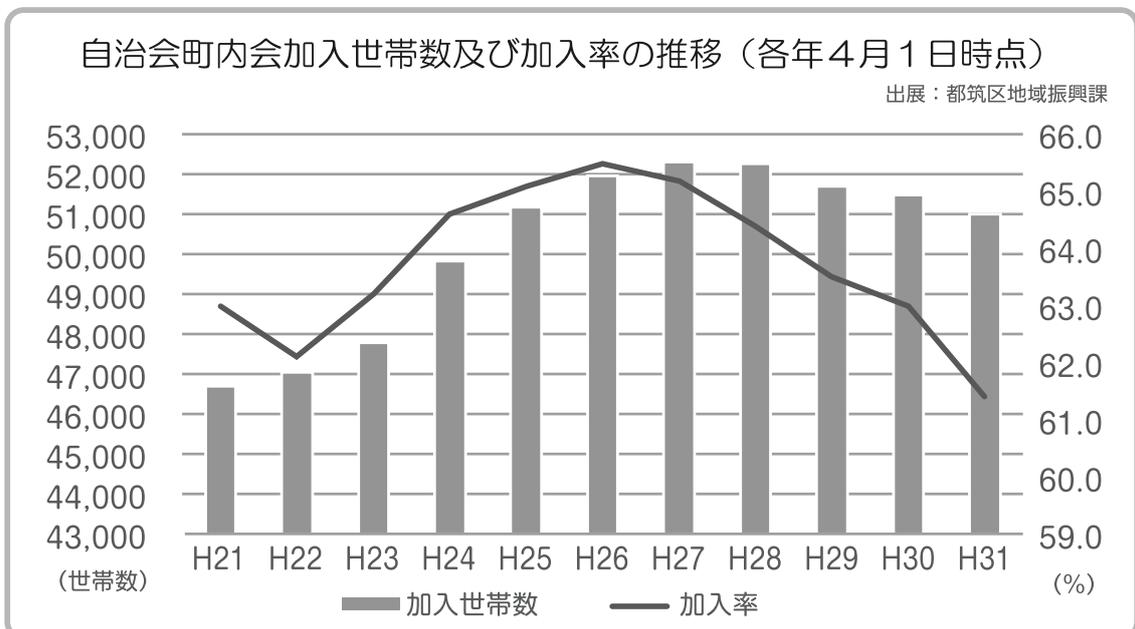
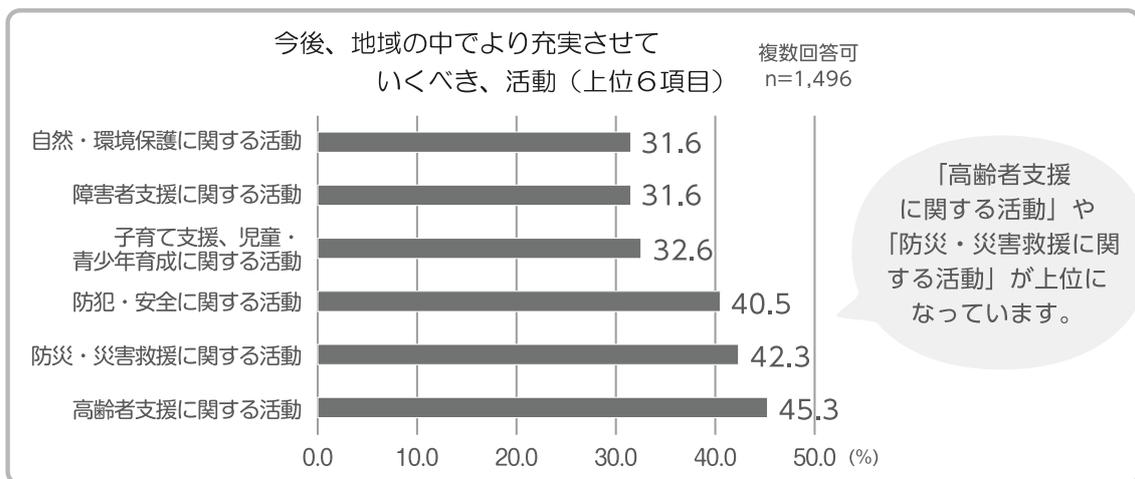
○地域の方に手伝ってほしいこと



出典：都筑区区民意識調査

◆地域の活動について

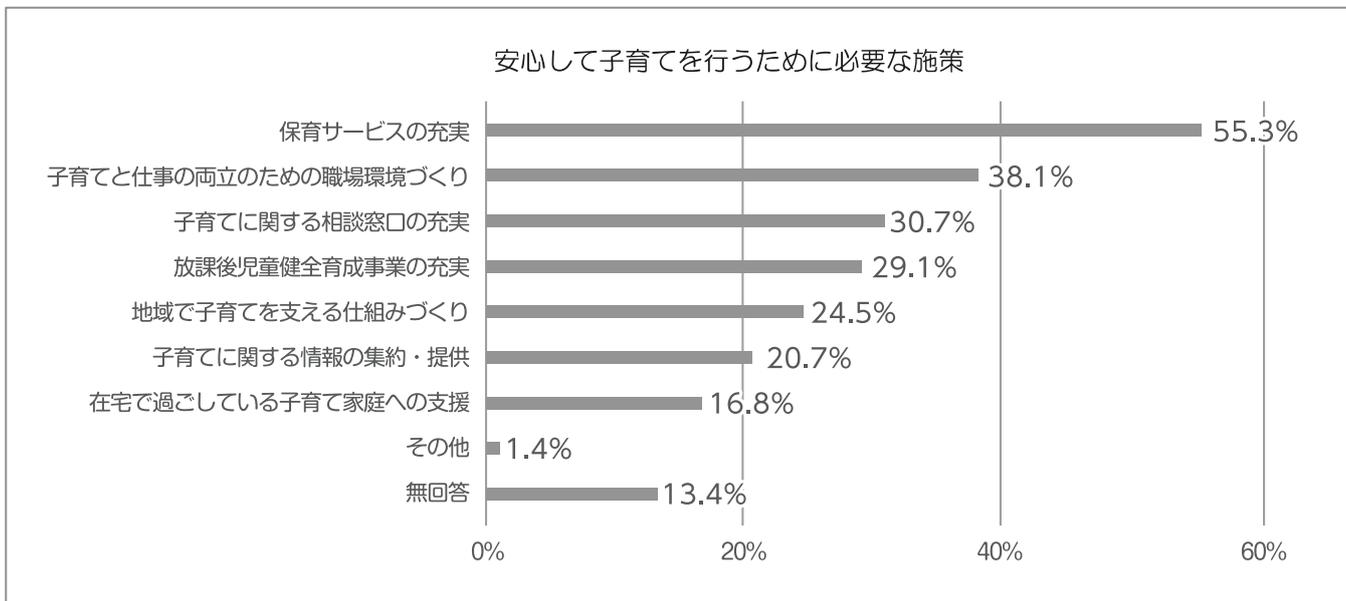
地域活動で、今後充実させていくべき活動について、「高齢者支援に関する活動」との回答が最多であり、「防災・災害救援に関する活動」や「防犯・安全に関する活動」と続きます。また「子育て支援等に関する活動」や「障害者支援に関する活動」の回答も多く、共助の取組に対する意識の高さがうかがえます。



◆子ども・子育て支援について

安心して子育てを行うために必要な施策について、過半数の人が待機児童の解消や多様な保育ニーズの解消などの「保育サービスの充実」が必要と回答しています。

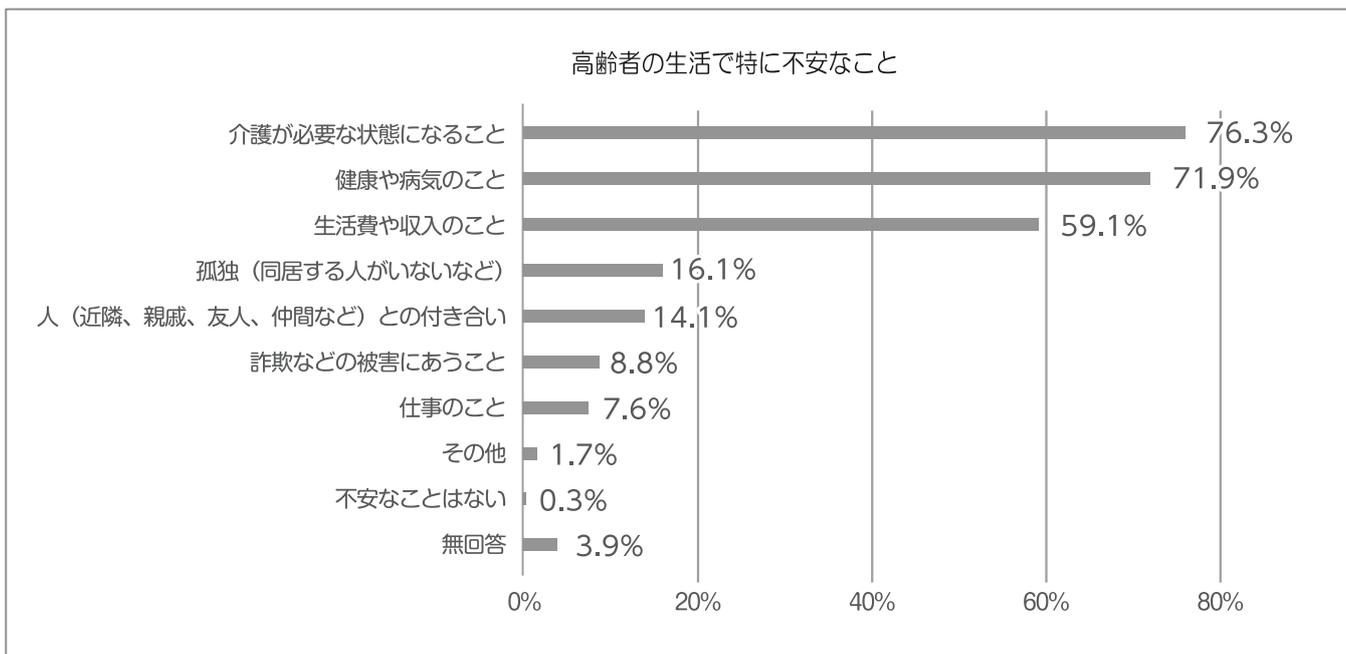
また、「地域で子育てを支える仕組みづくり」や「子育てに関する相談窓口の充実」についても約3割の方が必要と回答するなど、支援を必要としている人が適切に支援につながる仕組みの構築・充実が必要であることがうかがえます。



出典：都筑区区民意識調査

◆高齢者支援について

高齢者の生活で特に不安なことについて、過半数以上の方が「介護が必要な状態になること」や「健康や病気のこと」、「生活費や収入のこと」が不安と回答しています。



出典：都筑区区民意識調査

◆健康づくりについて

平成28年の都筑区民の平均自立期間は男性が81.10歳、女性が85.14歳となっています。平均寿命から算出すると、日常生活に介護を要する期間が、それぞれ男性で1.77歳、女性で3.57歳となる見込みであり、男女ともそれぞれ横浜市平均より長い期間となっています。

また健康づくりのために取り組んでいることでは、「日常生活の中でのちょっとした運動」「バランスのよい食事」「定期的な健康診断」「十分な睡眠」の順で多く回答があり、重要だと思う取組について、取り組まれていることがうかがえます。

○18区別平均自立期間と平均寿命（平成28年）

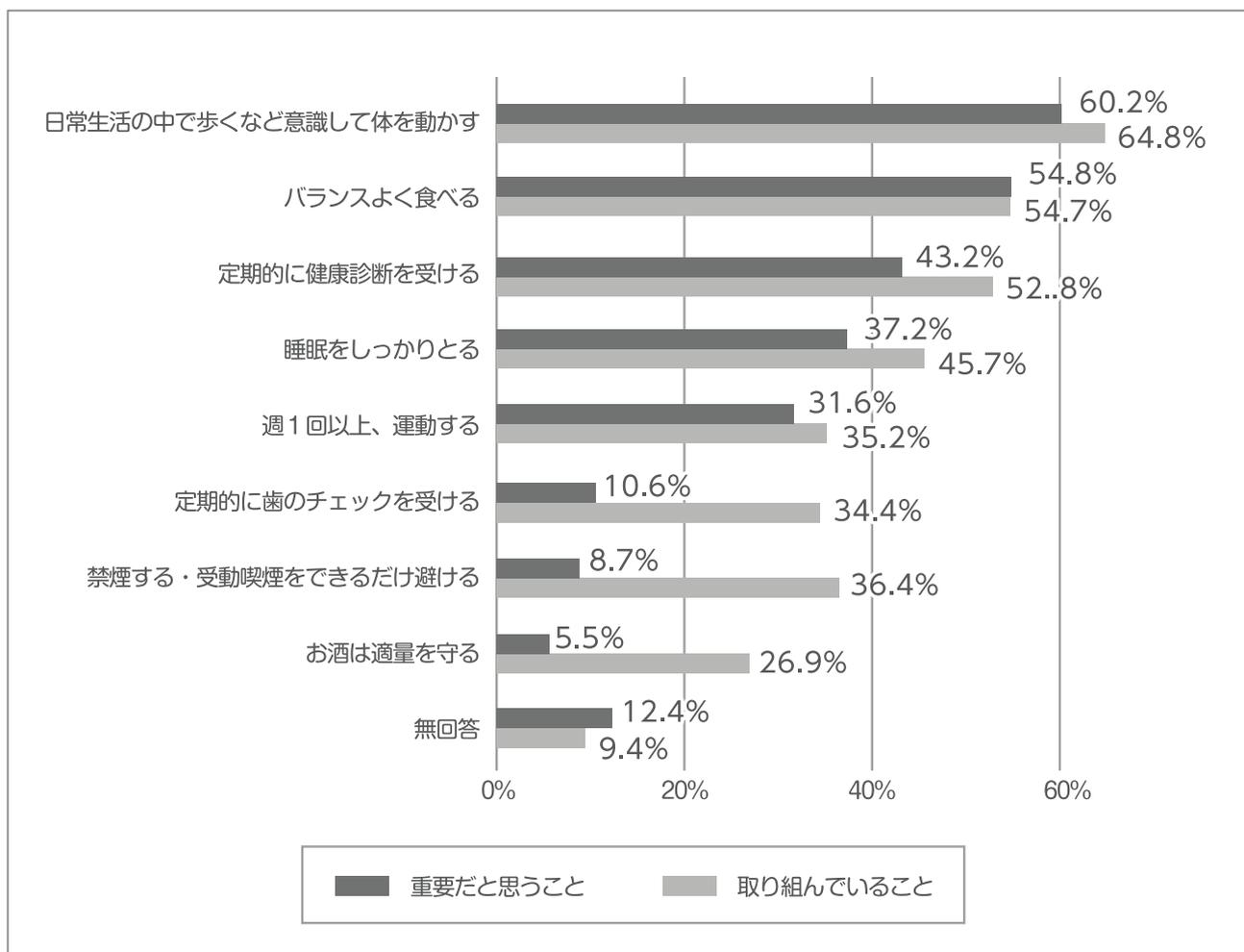
平成28年18区別 平均自立期間	男		女	
	平均自立期間	平均寿命	平均自立期間	平均寿命
横浜市	79.61	81.37	83.3	87.04
都筑区	81.1	82.87	85.14	88.71

※平均自立期間

出典：第2期健康横浜21

「日常生活に介護を要しない期間の平均」を指します。

○健康づくりの取組で重要だと思うこと、実際に取り組んでいること（令和元年度区民意識調査）



◆新型コロナウイルス感染症を受けて ～地域の中のつながりを絶やさないために～

新型コロナウイルス感染症の対策は、ワクチンの開発や効果的な治療法の確立に向けて、各方面で注力がされていますが、未だ途上にあります。この先、身近な地域で感染が拡大し、健康リスクが高まったときには、「居場所」の活動を縮小、休止することも含めて、活動の進め方を判断していくことが大切です。

昨冬の感染拡大期、活動を縮小や休止した各地区では、つながりを保ち続けるために、様々な取組が行われていました。

感染予防を徹底し規模を最小限に絞り活動を続けた団体、活動休止の間に手紙やマスクなどの贈り物を送り、思いを届け続けた団体、電話、メール、SNS を活用し連絡を取り合ったり、交流の機会を設けた団体など、感染予防や健康管理に十分留意し、地域の中をつなぐを絶やさないために様々な工夫をした取組が動き始めています。

「今」の感染状況をふまえて、地域の活動者で話し合い、地域の中をつなぐを保ち続けましょう。

地域の中をつなぐを絶やさないために ～今できること、これからのことを考える～

1. まずは自分の暮らしを第一に

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大といった事態は、誰もが当事者となり得る事態となっています。多少少なかれ、感染のリスクや、自分がウイルスを拡げてしまう側になるかもしれないという不安を感じている方もいると思います。

地域で福祉関係に関わる活動をしている方も、まずは自分や家族の暮らしを第一に、健康維持や感染防止に十分留意しながら、決して無理なことを強要してはなりません。

そのうえで、これまでの活動を続けてつらくなった人や、同じ地域に住む人と、今できること、そしてこれから必要なことを、無理のないタイミングで、できることから考えてみましょう。

2. 集まらなくても取り組める方法を考える

① 電話・手紙・オンライン会議 など
訪問による見守り活動ではなく、電話での声掛け、手紙などのポストイン、オンライン会議の開催などチャレンジ

② ご近所同士で見守り合い

③ おうちでシェア
おうちでできることシェア（共有）する
（家でできる体操等を掲載したプリントの配布、手紙のできる人がマスクを手作り など）

地域福祉活動やボランティア活動のうち、特に居場所づくりの活動は、この感染症と相性が悪く、さまざまなつながりが弱くなり、孤立してしまう状況にあります。しかし、この状況を前向きにとらえれば、身体状況・家庭の事情等により、日頃から集まりづらかった人とのつながりづくりを考えると、新たなつながりや関係性も生まれる可能性があります。

また、これまでの活動よりやり方ややりかただけでなく、新たな仲間や関係性と一緒に活動を進め、新たなつながりが生まれたり、さまざまな活動の場や活動の場や活動、学習場も含めたネットワークを作ることにつながるなど、危機感が入り込む活動も生まれるかもしれません。

もちろん、今までの活動でのつながりづくりはともなう重要な活動です。大変な状況ではありますが、改めてお互いを気にかける気持ちやこれまで積み重ねてきた活動への思いなどを確認しながら、また笑顔で集まることのできる日まで、さまざまなアイデアやチャレンジを共有して、つながりづくりの新たな一歩を進めていきましょう。



「つづき あい通信」第 25 号抜粋

ソーシャルディスタンスを意識して開催した地域懇談会の様子

第4章 第4期都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」区計画

1. 区計画とは

区計画は、「地区別計画の活動を支える取組」や専門性が高く地域の方が主体の活動だけでは解決が難しい多様な課題について「区域全体の福祉保健課題の解決に向けた取組」として取り上げ、区、区社協、地域ケアプラザが主体となって、区全体を対象として行う事業や取組、また様々な主体と協働して取り組む事業等を盛り込んでいます。

第4期計画では、第3期計画の中間振り返り結果、「令和元年度区民意識調査」等の統計データ、地域懇談会等での地域の声や地域福祉を取り巻く状況の変化などを踏まえ、3つの「推進の柱」を定めました。またこの3つの「推進の柱」ごとに重点的に取り組む項目を設定し、「重点項目」ごとに「5年間の取組の方向性」を示し、それに沿って具体的な取組を進めていきます。

2. 3つの推進の柱と重点項目

基本理念 人と人との「**であい ささえあい わちあい**」

目指す姿 **であいが広まり、お互いにささえあい、地域が持つ力をわちあえる地域づくり**

推進の柱1 **であいが広まり、つながりのある地域づくり**

自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員など地域課題解決に取り組む組織間の連携を深める基盤づくりを進めます。

また、地域で活動している人材の支援や新たな人材の育成に取り組めます。

重点項目 1-1 地域の力を強くする基盤づくりを進めます。

重点項目 1-2 地域課題解決に取り組む人材の支援や新たな人材の育成を進めます。

重点項目 1-3 お互いを理解し、様々な人が地域と関わる共生・共創の仕組みづくりを進めます。

推進の柱2 **お互いにささえあい、必要な人に支援が届く仕組みづくり**

地域全体での日頃からの見守り・支え合いの取組や住民同士の相互理解の取組を進め、支援が必要な人が支援につながっています。

また、身近な地域の情報や福祉保健情報をわかりやすく発信し、誰もが生活に必要な情報を取得することができています。

重点項目 2-1 支援が必要な人に必要な情報を届けます。

重点項目 2-2 様々な人がつながり、お互いに支え合える地域づくりを進めます。

重点項目 2-3 いきいきと健やかに暮らせる地域づくりを進めます。

推進の柱3 **地域における様々な主体が連携しながら、地域がもつ力をわちあえる地域づくり**

地域福祉保健活動を広げるための環境づくりや、ネットワークの充実を図るなど、区役所、区社協、地域ケアプラザ、福祉施設、企業や学校、医療機関等の連携を進め、地域課題解決に協働して取り組み、地域全体の活力を高めます。

重点項目 3-1 幅広い区民参加の促進を図ります。

重点項目 3-2 多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めます。

重点項目 3-3 地域福祉保健活動を広げるための環境づくりを進めます。

3. 2025 年に向けて想定される課題と目指す姿

2025 年（令和 7 年）にすべての団塊の世代が後期高齢者である 75 歳を迎えます。現在、区内高齢者数は 36,767 人（令和元年 9 月 30 日時点）ですが、2025 年には 42,072 人になることが見込まれます。

2025 年に向かって後期高齢者は増えていく見込みですが、市内で一番若い都筑区においては、2025 年以降になると、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の割合が後期高齢者よりも高くなることが予測され、これは都筑区の特徴です。

さらに、こうした人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、地域社会を取り巻く状況が大きく変化していくものと考えられます。

こうした中で、都筑区では「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた都筑区行動指針」を平成 30 年 3 月に策定し、2025 年を目標に、各関連の行政計画において具体的な取組を進めていくことを目指しています。

2025 年に向けて、地域包括ケアシステムの実現と都筑区地域福祉保健計画を一体的に進めていくため、関連行政計画の横断的な課題と目指すべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安全・安心」「健康・予防」「権利擁護」「共生社会」「地域資源の活用」のテーマごとに、課題と目指すべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組み、2025 年の目標に向けて、取組を推進していくこととします。

【2025 年（令和 7 年）に向けて想定される課題と目指す姿】

	現状の課題と 2025 年（令和 7 年）に向けて想定される課題	2025 年（令和 7 年）に目指す姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> 人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、区内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが困難な状況が差し迫ってきている。 単身世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親世帯、地域とのつながりが薄い子育て世代、介護世帯等の増加等により、つながりを育む地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 高齢者は支えられる側という意識が薄まり、様々な形で多くの高齢者の方が活躍し、地域の活性化につながっている。 自治会町内会の加入促進支援など、区役所や区社協などの公的機関は、それぞれの役割において地域力（地域の強みを生かした課題解決力）の向上に向けた支援を行っている。
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> 支援につながっていない人や支援につながりにくい人を地域の中で気にかけて、早期に発見し、必要に応じて、専門機関につなげるなど、分野に捉われない見守り体制の仕組みづくりが求められている。 大規模災害に備えて、自助・共助・公助による取組の一層の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談したり、支え合える環境が身近な場所に整っている。 日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災、防犯を目的とした取組が進み、地域の安全・安心が広がっている。

健康・予防	<ul style="list-style-type: none"> ・団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、何らかの疾患を抱える人が急速に増えていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命の延伸が図られている。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や世帯人員の減少等により、地域で暮らす高齢者や障害者の権利擁護の必要性が高まっており、適時に適切な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進され、高齢者や障害者などが自己決定できる環境が広がっている。
共生社会	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが住み慣れた地域で健やかに自立した生活を送ることができるよう、障害や病気等への理解や個人の状況に応じた社会参加ができる環境が求められている。 ・地域のつながりが希薄化している中で区民が自ら暮らしている地域に関心を持ち、区民参加が広がるような取組が必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害や病気への理解が進み、お互いに支え合い、困ったときは「おたがいさま」の意識が高まり、一人ひとりが地域社会を形づくる一因として、その人に応じた社会参加が促されている。 ・次世代を対象とした地域でのつながりを生むための取組が地域の多様な機関によって取り組まれ、担い手育成につながるほか、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた資源を効率的・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能がますます高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の資源、サービスに関する情報を共有し、区民、企業、公的機関など多様な主体が協働・連携し、地域課題に対して対応が図られている。

4. SDGs の視点を踏まえた策定

◆SDGs (Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標) とは

- SDGs とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(行動目標)」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。
- SDGs は、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。
- SDGs は発展途上国も、先進国も取り組む普遍的なものであり、日本国内でも、積極的に取り組まれています。
- 第4期都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」は、5年後やその先の未来を見据えて策定する計画です。地域の皆さんが共に支え合い、いつまでも安全・安心なまちで暮らせるような、また住み続けたいと思える地域「ふるさと 都筑」をつくるために地域活動に取り組むことで、国際目標であるSDGsの一部とつながるものと考えています。したがって、地域福祉保健計画の策定・推進にあたっては、このSDGsの理念を踏まえ、取り組んでいきます。
- 国際目標を達成するために、大きなことや新しいことをしなければいけないということではありません。身近な地域で自分たちができることを行動に移したり、これまでの取組を継続して行うことが重要です。



1.貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



10.人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正する



2.飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



11.住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



3.すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



12.つくる責任 つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



4.質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



13.気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



5.ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



14.海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



6.安全な水とトイレを世界中に
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



15.陸の豊かさも守ろう
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



16.平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



8.働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する



17.パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



9.産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る

▼外務省 SDGs ホームページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>

5. 第4期都筑区地域福祉保健計画の方向性（期間：2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

◆福祉保健分野の各計画を横断的につなぐ基本理念と方向性

〈基本理念〉

人と人との「であい ささえあい わかちあい」

〈目指す姿〉

であいが広まり、お互いにささえあい、地域が持つ力をわかちあえる地域づくり

推進の柱1

であいが広まり、
つながりのある
地域づくり

【目指す姿】

自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員など地域課題解決に取り組む組織間の連携を深める基盤づくりを進めます。

また、地域で活動している人材の支援や新たな人材の育成に取り組めます。

【キーワード】

基盤、人材、相互理解

推進の柱2

お互いにささえあい、
必要な人に支援が届く仕組み
づくり

【目指す姿】

地域全体での日頃からの見守り・支え合いの取組や住民同士の相互理解の取組を進め、支援が必要な人が支援につながっています。

また、身近な地域の情報や福祉保健情報をわかりやすく発信し、誰もが生活に必要な情報を取得できています。

【キーワード】

支え合い、見守り、情報

推進の柱3

地域における様々な
主体が連携しながら、
地域がもつ力をわかちあ
える地域づくり

【目指す姿】

地域福祉保健活動を広げるための環境づくりや、ネットワークの充実を図るなど、区役所、区社協、地域ケアプラザ、福祉施設、企業や学校、医療機関等の連携を進め、地域課題解決に協働して取り組み、地域全体の活力を高めます。

【キーワード】

協働、交流、場・機会

《計画の基本となる視点》

- 区民一人ひとりが主役
- 地域でお互いに支え合う体制をつくる
- 個別の課題に対応できる仕組みをつくる
- 区民活動の継続・拡充と、協働をすすめる
- 「自助」「共助」「公助」を組み合わせた取組の推進

推進の柱1		であいが広まり、つながりのある地域づくり
〈重点 1-1〉 地域の力を強くする基盤づくりを進めます		
1-1-1	自治会町内会、地区社協等の地域組織の充実	
1-1-2	地域で活動している人・団体同士のつながりづくり	
〈重点 1-2〉 地域課題解決に取り組む人材の支援や新たな人材の育成を進めます		
1-2-1	地域人材の育成・確保	
〈重点 1-3〉 様々な人が地域と関わる仕組みづくりを進めます		
1-3-1	心のバリアフリー・多様性の理解促進	
推進の柱2		お互いにささえあい、必要な人に支援が届く仕組みづくり
〈重点 2-1〉 支援が必要な人に必要な情報を届けます		
2-1-1	地域情報の収集と発信	
2-1-2	福祉教育・福祉学習の推進	
〈重点 2-2〉 様々な人がつながり、お互いに支え合える地域づくりを進めます		
2-2-1	当事者やその家族、多世代の交流を深める取組の推進	
2-2-2	見守り・支え合いのネットワークづくりの推進	
2-2-3	権利擁護の推進	
〈重点 2-3〉 いきいきと健やかに暮らせる地域づくりを進めます		
2-3-1	地域主体の健康づくりの推進	
2-3-2	働き・子育て世代の健康づくりの推進	
2-3-3	健康づくり・介護予防の推進	
2-3-4	保健・医療・福祉等の多分野による連携の促進	
推進の柱3		地域における様々な主体が連携しながら、地域がもつ力をわかちあえる地域づくり
〈重点 3-1〉 幅広い区民参加の促進を図ります		
3-1-1	幅広い住民の参加の促進	
〈重点 3-2〉 多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めます		
3-2-1	地域福祉保健に関わる企業や社会福祉法人等との連携・協働の推進	
〈重点 3-3〉 地域福祉保健活動を広げるための環境づくりを進めます		
3-3-1	地域福祉保健活動の充実	

第4期都筑区地域福祉保健計画 施策体系図

福祉保健分野の各計画を横断的につなぐ
基本理念と方向性

《計画の基本基本となる視点》

- 区民一人ひとりが主役
- 地域でお互いに支え合う体制をつくる
- 個別の課題に対応できる仕組みをつくる
- 区民活動の継続・拡充と、協働をすすめる
- 「自助」「共助」「公助」を組み合わせた

第4期都筑区地域福祉保健計画

《推進の柱》

推進の柱1

であいが広まり、つながりのある地域づくり【地域】
～地域の実情に応じた福祉のまちづくりと福祉人材の育成～

1-1 地域の力を強くする基

1-2 地域課題解決に取り組

1-3 様々な人が地域と関わ

推進の柱2

お互いにささえあい、必要な人に支援が届く仕組みづくり【体制】
～地域福祉課題の解決に向けた総合的支援体制の確立～

2-1 支援が必要な人に必要

2-2 様々な人がつながり、

2-3 いきいきと健やかに暮

推進の柱3

地域における様々な主体が連携しながら、**地域がもつ力をわかちあえる地域づくり【協働】**
～区民活動の推進と福祉啓発の推進～

3-1 幅広い区民参加の促進

3-2 多様な主体の連携・協

3-3 地域福祉保健活動を広

推進の柱《重点項目》

目指す姿：であいが広まり、お互いにささえあい、地域が持つ力をわかちあえる地域づくり

基本理念：人と人との「であい ささえあい わかちあい」

取組の推進

《福祉保健の分野別計画と推進の柱等の関係》

○第3期計画では、都筑区の特徴や福祉保健の分野別計画等を踏まえて、分野ごとに取組を進めてきました。第4期計画では、推進の柱や重点項目を新たに設定しました。第3期計画で築き上げた土台を活かし、より一層の取組の推進を目指していきます。

《重点項目》

盤づくりを進めます。

む人材の支援や新たな人材の育成を進めます。

る仕組みづくりを進めます。

な情報を届けます。

お互いに支えあえる地域づくりを進めます。

らせる地域づくりを進めます。

働による地域づくりを進めます。

げるための環境づくりを進めます。

《福祉保健の分野別計画》

健康横浜
21

横浜市子ども・子育て支援事業計画

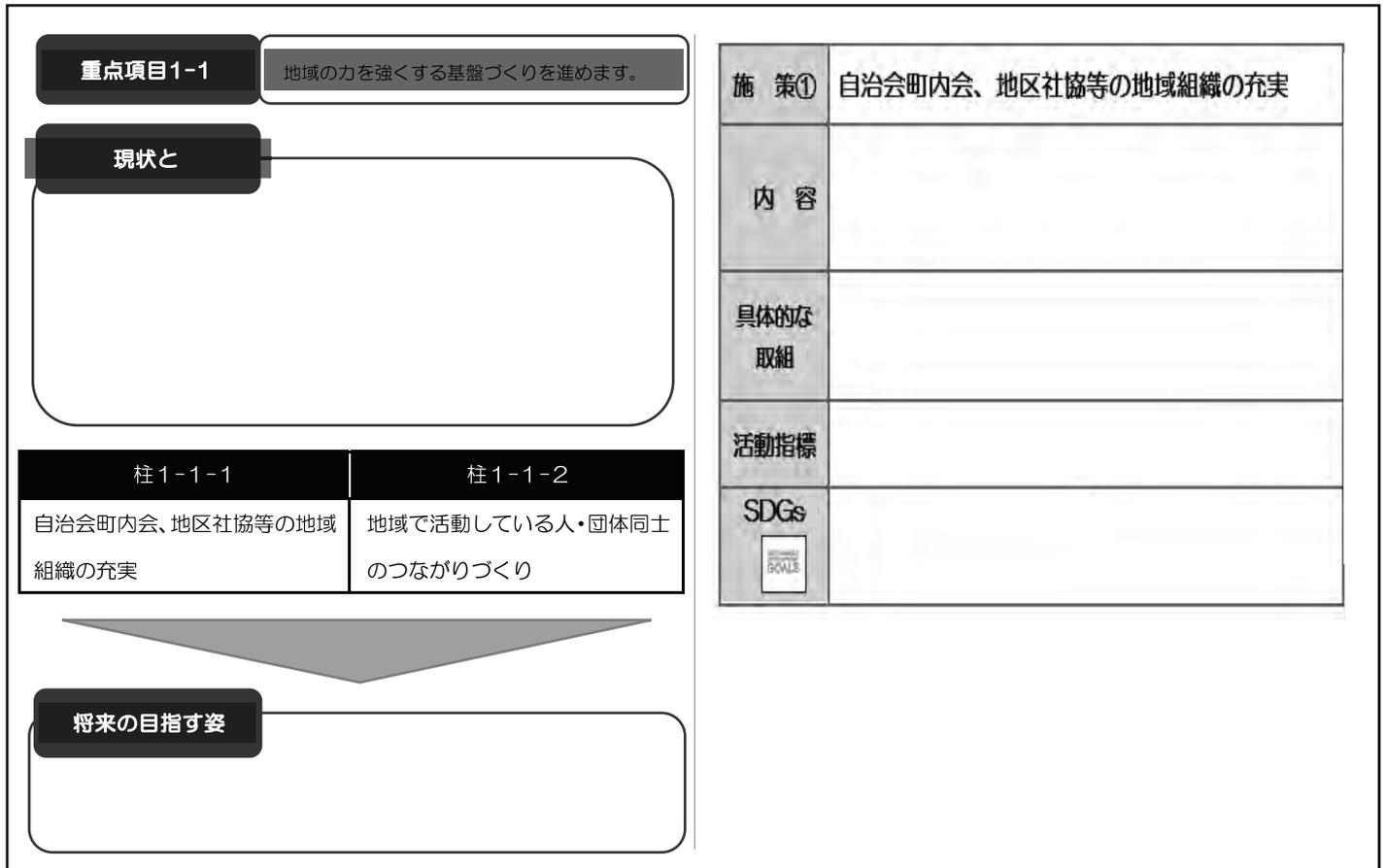
横浜市障害者プラン

よこはま地域包括ケア計画 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

生活困窮者
自立支援方策

横浜市成年
後見制度
利用促進
基本計画

7.第4章の見方



重点項目〇-〇：
計画の中で特に重点的に取り組む項目について「重点項目」として、推進の柱ごとに設定。

現状と課題：
地域懇談会等で把握した複数区に共通してみられるような課題や統計データ等を通じて、また各事業を通じて確認できた都筑区の現状と課題。

将来の目指す姿の
計画期間を超えて、将来的に目指す姿。

施 策：
第4期計画期間における、重点項目に掲げた取組に関して、どう取り組んでいくかの基本的な考え方。また、「取組の方向性」を踏まえた具体的な取組と代表的な活動指標。さらに、それに関連するSDGsのマークを示しています。

推進の柱 1 であいが広まり、つながりのある地域づくり

重点項目 1-1

地域の力を強くする基盤づくりを進めます。

現状と課題

- ◆自治会町内会は、地域での生活を多くの側面から支える重要な役割を担う団体です。自治会町内会に加入する人や活動に協力する人が増えるよう、活動の周知などの取組を進めていくことが必要です。
- ◆複雑化する地域課題に対しては、自治会町内会、地区社協、地区民児協など様々な団体が連携して取組を進めることが必要です。
- ◆子どもから高齢者までを対象とした身近な地域の相談役として、民生委員・児童委員が活動しています。一人暮らし高齢者や児童虐待、生活困窮者への対応など難しい支援を必要としている人が増えており、公的機関との更なる連携強化が求められています。また、民生委員・児童委員の活動を地域全体で支援するような仕組みも必要です。
- ◆令和元年度に実施した区民意識調査で、「隣近所に住んでいる人を知っているかどうか」について、「だいたい知っている」との回答が47.6%と最も高く、「よく知っている」13.8%と合わせると61.4%が「知っている」と回答しています。前回調査（H27実施）では63.6%が「知っている」と回答しており、2.2ポイント減少しています。こうした点から人と人とのつながりが希薄化傾向にあることがわかります。
- ◆地区連合町内会圏域で見ても、人口構造や暮らしぶり、地形など、様々な面から捉えてもその規模・状況には差があります。暮らしの中での困りごとや住民が認識している地域の課題、その解決のための活動も自治会町内ごとに特徴が見られることから、自治会町内会など、より身近な圏域における地域の活動を支援し、住民の方と協働して一層進めていく必要があります。

柱1-1-1

自治会町内会、地区社協等の地域組織の充実

柱1-1-2

地域で活動している人・団体同士のつながりづくり

将来の目指す姿

- 1 地域の福祉保健課題の解決に向けた取組を行っている自治会町内会や地区社協の取組・活動について、地域の中で理解が一層深まり、地域での支え合いの取組が広がっています。
- 2 地域で活動する人や団体がお互いの活動や課題等を共有し、解決に向け連携することで、地区別計画の取組が進んでいます。
- 3 より身近な地域での見守り活動や要援護者情報の共有・支援、誰もが気軽に立ち寄れる場づくりなどの取組が進められています。

施 策①	自治会町内会、地区社協等の地域組織の充実
内 容	<p>(1) 地域の支え合いの基盤となる自治会町内会等の活動について、様々な機会を捉え、わかりやすく周知していきます。</p> <p>(2) 自治会町内会の加入促進の取組について、自治会町内会と協働してさらに進めていきます。</p> <p>(3) より多くの住民が自治会町内会等の活動に参加できる仕組みを地域とともに考えていきます。</p> <p>(4) 単位自治会町内会の活動など、より身近な地域における活動の充実を支援します。</p> <p>(5) 地域福祉保健の推進役の中心である地区社協や地区民児協、保健活動推進員、食生活改善推進員等の活動及び運営を支援します。</p>
具体的な取組	<p>◆自治会町内会への支援・加入促進</p> <p>◆地区社協の活動及び運営支援</p> <p>◆民生委員・児童委員、保健活動推進員、食生活改善推進員が活動しやすい環境づくりの推進</p>
活動指標	<p>【定量評価】</p> <p>地区社協活動運営支援の実績 現状値（令和元年度）：39回 目指す方向性：↗</p> <p>【定性評価】</p> <p>地区社協の地域の状況に応じた新たな取組事例</p>
SDGs 	  

施 策②	地域で活動している人・団体同士のつながりづくり
内 容	<p>(1) 地域における活動団体同士のつながりを深めるため、活動団体の連絡会や研修会を開催し、つながりづくりを支援します。</p> <p>(2) 年齢や性別、障害等の区別なく、すべての地域の方を対象にした多世代交流事業を実施し、地域における顔の見える関係づくりを進めます。</p> <p>(3) 地域における防災や防犯などの活動を通じて、身近な近隣での顔の見える関係づくりが進み、共助の力が高まるよう支援します。</p> <p>(4) 地区ごとに地域の実情に合わせた地区別計画の推進体制をつくるなど、計画の進捗管理と新たな課題等の検討を行う仕組みをつくりま。</p>
具体的な取組	<p>◆地域活動団体やボランティア団体の研修会、交流会の実施（CP 圏域）</p> <p>◆地域防災力向上に向けた災害時要援護者支援事業（つづき そなえ）の実施</p> <p>◆地区別計画推進体制の確立・活動支援</p>
活動指標	<p>【定量評価】</p> <p>地域活動団体やボランティア団体向けの研修会、交流会の開催数（地域ケアプラザ圏域）</p> <p>現状値（令和元年度）：13回 目指す方向性：↗</p>
SDGs 	    

重点項目 1-2

地域課題解決に取り組む人材の支援や新たな人材の育成を進めます。

現状と課題

- ◆地域懇談会での意見等から、自治会町内会や地域活動における担い手不足はどの地域でも共通の課題となっており、人材の確保・育成については、引き続き取り組んでいく必要があります。地域活動者・団体だけでなく、これまで地域活動に積極的な関わりを持っていなかった人や子どもから高齢者まで、全ての地域住民に着目して地域活動に関わるきっかけづくりを進めていく必要があります。
- ◆住民一人ひとりの知識、経験、特技、趣味等を活かし、楽しみややりがいを感じられるような活動体験をきっかけに、担い手として地域で活躍してもらうための支援が必要です。

柱 1-2-1

地域人材の育成・確保

将来の目指す姿

- 1 あらゆる世代の人たちが気軽に地域と関わる仕組みができ、楽しみながら、福祉保健活動に参加する人が増えています。
- 2 地域で活動する人たちがやりがいを持って活躍し、また、それぞれの活動がつながり、広がるなど、地域活動が活性化しています。

施 策①	地域人材の育成・確保
内 容	<p>(1)「ボランティアセンター」を中心として、地域にボランティアを増やし、活動が続けられるように、またボランティア同士が横につながるよう、交流会の開催や情報誌の発行等を通じて、ボランティア活動やボランティアグループを支援します。</p> <p>(2) ボランティアや担い手に関する現状分析とニーズ把握を行い、効果的に担い手の育成につなげ、組織化していきます。</p> <p>(3) 区民のボランティア活動や福祉保健活動への意識や意欲の向上を図るとともに、活動が活発に行われる風土づくりを進めるために、「協働の地域づくり大学校」、「はあと de ボランティア」、福祉教育や福祉啓発事業に取り組みます。</p> <p>(4) 学校等と連携し、子どもも楽しみながら参加できる地域活動に取り組み、様々な人と交流することで、地域への愛着形成や次世代の担い手育成につなげます。</p>
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆区社会福祉協議会のボランティアセンター機能の充実 ◆ボランティアや担い手に関するニーズ把握と分析 ◆地域活動団体やボランティア団体の研修会、交流会の実施（区域）
活動指標	<p>【定量評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネート数（区域） 現状値（令和元年度）：2120回 目指す方向性：↗ ・区社協が開催した地域活動団体やボランティア団体に対する研修会、交流会の開催数（区域） 現状値（令和元年度）：6回 目指す方向性：↗
SDGs	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>4 質の高い教育を みんなに</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナリプで 目標を達成しよう</p>  </div> </div> 

重点項目 1-3

様々な人が地域と関わる仕組みづくりを進めます。

現状と課題

◆都筑区は、区民の平均年齢が最も若い区である一方で、高齢者人口の伸び率は高く、これから高齢化がますます進んでいくことが予想されているとともに、地域福祉保健活動の担い手であるボランティアも高齢化しています。

◆ライフスタイルの多様化や変化によって、近隣住民との関係性が希薄になりつつある状態で、認知症の人や高齢者、障害者や子ども、妊産婦、外国人住民など、あらゆる人が安心して暮らしていくためには、地域住民の理解と協力がが必要です。また、すべての住民の参加により「地域」が成り立っていること、住民の誰もが地域に果たせる社会的な役割があるということを相互理解できるように、福祉啓発を引き続き進める必要があります。

◆安心して暮らすことができる地域は、一人ひとりの取組や行政サービスだけでは構築することはできません。住民相互で支え合い、一緒に暮らせる社会をつくっていく支え合いの仕組みが必要です。

柱 1-3-1

心のバリアフリー・多様性の理解促進

将来の目指す姿

- 1 生活環境や年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、様々な立場や背景を超えて人々がお互いを認め合い、支え合えるような多様性の理解が地域の中で進んでいます。
- 2 地域住民等がお互いに支え合いながら、必要な時に助けを求められることができるような、機会や場が地域に確保されています。

施策①	心のバリアフリー・多様性の理解促進
内容	<p>(1) 生活環境や年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、同じ地域に暮らす住民として相互理解を進め、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、理解を深める機会、風土づくり及び環境づくりに取り組みます。</p> <p>(2) 「支える側」「支えられる側」の区別なく、誰であってもお互いさまの関係づくりを構築するため、啓発等に地域と協働で取り組みます。</p>
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆誰もが地域とつながるための働きかけ・きっかけづくりの推進 ◆学校、サロンや子ども食堂等の地域の居場所、作業所等の交流の推進 ◆心のバリアフリーの推進
活動指標	<p>【定量評価】</p> <p>地域ケアプラザが把握している住民主体の交流・居場所の設置数</p> <p>現状値（令和元年度）：389 か所 目指す方向性：→</p>
SDGs 	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 3 <small>すべての人に健康と福祉を</small>  </div> <div style="text-align: center;"> 4 <small>質の高い教育をみんなに</small>  </div> <div style="text-align: center;"> 5 <small>ジェンダー平等を實現しよう</small>  </div> <div style="text-align: center;"> 10 <small>人や国の不平等をなくそう</small>  </div> <div style="text-align: center;"> 11 <small>住み続けられるまちづくりを</small>  </div> <div style="text-align: center;"> 17 <small>パートナーシップで目標を達成しよう</small>  </div> </div>

推進の柱2 お互いにささえあい、必要な人に支援が届く仕組みづくり

重点項目2-1

支援が必要な人に必要な情報を届けます。

現状と課題

- ◆高齢者福祉や障害者福祉、子育て・児童福祉等の各分野において、利用者がサービスを選択・決定する仕組みが整えられていますが、必要なサービスを選択するための情報を得ることなどが難しいという状況もみられ、必要な人に必要なサービスが行き届くよう今後も務めることが必要です。
- ◆様々な情報がインターネット等で誰でも入手できる状況にある一方で、量も種類も多いことから、「困りごと」や「生活しづらさ」に直面している人にとって、本当に必要な地域情報や福祉保健情報が届くよう、その人の状況に応じた情報提供が求められています。
- ◆孤立を防ぎ、困ったときにお互いに支え合える関係を築くためには、お互いの状況を理解し、住民同士が日頃から交流を深めることが求められます。そのためには、その人が抱えている困難に対する正しい理解が進むことが必要です。

柱2-1-1

地域情報の収集と発信

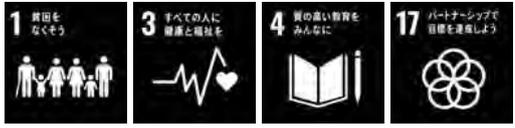
柱2-1-2

福祉教育・福祉学習の推進

将来の目指す姿

- 1 地域で活動する人や団体が地域課題を解決するために、適切に情報を収集し、活用ができています。
- 2 認知症や難病、障害の特性、子育てに関する悩みなどについて知り、理解が進んでいます。
- 3 自ら情報を得ることが困難な高齢者や障害者等であっても、情報が遅滞なく、確実に伝わるよう、必要な情報を得る機会や仕組みが工夫されています。

施 策①	地域情報の収集と発信
内 容	<p>(1) 地域の福祉保健に関する情報や地域活動情報等について、集約・整理を進め、情報を必要とする人が必要に応じて情報を活用できるような環境整備を進めます。</p> <p>(2) 自治会町内会、地区社協等と区役所、区社協、地域ケアプラザ・福祉保健活動拠点等との連携により、より多くの人々が身近な地域で情報の発信・収集・活用ができる体制づくりを進めます。</p> <p>(3) 地域で支援を必要としている人々の生活を支えられるよう、住民主体の地域活動（インフォーマルサービス）の情報集約と整理を進め、行政等が行う公的サービス（フォーマルサービス）との協働を推進します。</p>
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における福祉保健に関する取組の発表会の実施や情報誌の発行 ◆地域課題の解決を検討する場の充実・活性化 ◆ホームページを活用した障害理解の啓発や障害者福祉サービスの情報提供 ◆子育て支援センターと連携した子育て情報の提供（子育て支援センター）
活動指標	<p>【定量評価】</p> <p>地域懇談会の開催数・参加人数 現状値（令和元年度）：15回・756人 目指す方向性：↗</p>
SDGs	

施 策②	福祉教育・福祉学習の推進
内 容	<p>(1) 住民だけでなく、企業、教育機関などへ認知症や障害、子育ての悩みなどへの理解と接し方に関する啓発を行い、それぞれができることは何かを考える機会をつくります。</p> <p>(2) 学校や企業、地域等を対象に困難を抱えている人を理解する機会が得られるよう、ボランティア体験講座等を開催します。</p>
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症や難病、障害特性、子育てに関する悩みなどについて広く理解をすすめます ◆支援が必要な人に、的確かつ迅速に情報が届くよう、地域の相談役である民生委員・児童委員に対して、生活保護制度をはじめ、様々なテーマについて研修を実施 ◆福祉教育、社会教育の推進による福祉啓発・福祉意識の醸成
活動指標	<p>【定量評価】</p> <p>・認知症サポーター養成講座受講者数（累計）現状値（令和元年度）：26,129回人 目指す方向性：↗</p> <p>・命の事業実施回数 現状値（令和元年度）：22回 目指す方向性：→</p>
SDGs	

重点項目 2-2

様々な人がつながり、お互いに支え合える地域づくりを進めます。

現状と課題

◆高齢者に対する虐待や児童虐待などの事例においては、それぞれの家庭において家族関係、失業や経済的な問題、介護負担が要因となる重層的な問題を抱えている場合もあり、児童や高齢者、障害者の権利擁護と自立支援の観点からも、相談や発見を早期に行い、問題の解決を図るための体制の整備、家族に対する支援の充実が求められています。

◆地域の潜在的な生活課題の発見には、地域全体の見守りを更に推進するとともに、民間協力事業者による緩やかな見守りと合わせ、地域での気づきの目を広げていくことが求められています。

◆少子高齢化、核家族化、生活スタイルの変化により価値観が多様化する中で、すべての住民がその人らしい生活を送る権利が保障され、必要な援助を受けることができる環境を充実させることは地域福祉を考える上で重要なことです。

◆一人ひとりをもつ権利が侵害されることなく、安全で安心した生活を送るためには、一人ひとりの人権が尊重され、権利が擁護されなければいけません。特に判断能力が十分でない場合等に、権利が保障されるための取組を推進します。

柱 2-2-1

当事者やその家族、多世代の交流を深める取組の推進

柱 2-2-2

見守り・支え合いのネットワークづくりの推進

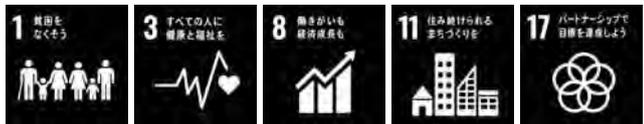
柱 2-2-3

権利擁護の推進

将来の目指す姿

- 1 地域全体で日頃からの見守り・顔の見える関係づくりが進み、支援を必要な人が孤立することなく、どこかにつながるできています。
- 2 どこに相談しても必要な機関につながる体制づくりが進んでいます。
- 3 生活課題が複合化・深刻化する前の段階で早期に発見され、適切な支援につながっています。
- 4 地域全体でいざというときに支援を必要とする人を支えることができる活動がひろがっています。

施 策①	当事者やその家族、多世代の交流を深める取組の推進
内 容	<p>(1) 地域住民、企業や関係機関と協力して、誰もが利用できる居場所を増やすなど、様々な人の交流の充実を図ります。</p> <p>(2) 子どもとその養育者や介護者、障害者やその家族が生き生きと過ごし、地域の人と交流できる機会や場づくりを進めます。</p>
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の活動団体同士の交流の場づくり ◆当事者やその家族などが孤立しないための取組の充実（介護者のつとめなど） ◆市立保育園における子育て支援と交流の場の充実 ◆困難を抱える小中学生への学習支援や居場所づくり
活動指標	<p>【定量評価】</p> <p>企業等が主催・共催し誰もが利用できる地域の居場所の数</p> <p style="text-align: right;">現状値（令和元年度）：3 か所 目指す方向性：↗</p>
SDGs	

施 策②	見守り・支え合いのネットワークづくりの推進
内 容	<p>(1) 家族や近所の人、周囲の人の変化に気づき、身近な支援機関や支援者、区役所等につながる大切さを区民に伝えるためのPRの実施</p> <p>(2) 日頃の活動を通して地域住民等の変化に気づく意識を広めるための、企業、商店、施設、NPO 法人等との連携の推進</p> <p>(3) 災害時などの緊急時に備えて、平常時から顔の見える関係を築けるよう、災害時要援護者支援等を通じた地域主体の見守り活動のさらなる支援</p>
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の交流サロンでの情報提供 ◆困りごとを抱えている人に早期に気づき、支援につなげる相談窓口（関係機関）の広報・啓発 ◆支援が必要な人だけでなく、その予兆がある人を必要な支援につなげるための地域や関係機関・学校・企業等のネットワーク構築の推進 ◆都筑区災害時要援護者支援事業「つづき そなえ」の実施
活動指標	<p>【定量評価】</p> <p>要保護児童対策地域協議会地区別会議・分野別会議（講座等）開催数</p> <p style="text-align: right;">現状値（令和元年度）：2回 目指す方向性：↗</p> <p>【定性評価】</p> <p>分野別また分野を超えたネットワーク構築の推進状況</p>
SDGs	

施 策③	権利擁護の推進
内 容	<p>(1) 成年後見制度等の権利擁護を必要とする人を早期に発見し相談対応していくために、必要な広報等を関係機関等と連携して実施します。</p> <p>(2) 制度を活用するにあたり、必要な制度・体制を整備するほか、自己決定の支援に向けた必要な取組を進めます。</p>
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者等の当事者への理解と見守りを広げていくための取組の検討（自立支援協議会） ◆権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、成年後見制度の普及・促進 ◆エンディングノート等自己決定の支援のための取組の推進
活動指標	<p>【定量評価】</p> <p>成年後見制度における区長申立て件数 現状値（令和元年度）：10 回件 目指す方向性：↗</p>
SDGs 	

重点項目 2-3

いきいきと健やかに暮らせる地域づくりを進めます。

現状と課題

- ◆健康づくりには、一人ひとりが自らの生活習慣の改善に取り組むことも大切ですが、それに加えて、人と人とのつながりをつくることも重要であるといわれています。一人ひとりが健康への意識を高め自分にあった方法で健康づくりを進めるとともに、地域の中で継続的に健康づくり活動が行われることが必要です。
- ◆誰もがいきいきと暮らすためには心身の健康の維持や増進が重要であり、乳幼児期から高齢期のライフステージにあわせた予防の取組を行う必要があります。
- ◆都筑区は 15 歳未満の人口が多い一方で高齢者人口の伸び率は高く、今後高齢化が急速に進んでいくことが予想されます。そのため、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、健康づくりや社会参加の取組を進めていくことが重要です。
- ◆保健・医療・福祉の 3 分野に加えて、様々な分野が相互に密接な関係を形成し、ネットワーク化を図ることにより、利用者に効果的・効率的なサービスの提供や支援ができる環境の整備が必要です。

柱 2-3-1	柱 2-3-2	柱 2-3-3	柱 2-3-4
地域主体の健康づくりの推進	働き・子育て世代の健康づくりの推進	健康づくり・介護予防の推進	保健・医療・福祉等の多分野による連携の促進

将来の目指す姿

- 1 子どもや若い世代からの健康づくりや予防の取組が充実し、健康寿命が延びることで、高齢になっても自分らしい生活を実現できる人が増えています。
- 2 子どもがいきいきと健やかに育ち、高齢者が元気に地域活動の担い手として力を発揮でき、あらゆる世代が健康に生活するための環境づくりや取組が進んでいます。
- 3 年代や病気や障害等の違いなど様々なニーズに合った健康づくり活動が増え、健康づくり活動を通じてつながりが育まれ、地域の活性化にもつながっています。

施 策①	地域主体の健康づくりの推進
内 容	<p>(1) 身近な地域で行われる介護予防や認知症予防の活動等が充実するよう、保健活動推進員、食生活等改善推進員（ヘルスマイト）、認知症キャラバンメイトなどの地域人材が中心となり、参加しやすい活動を進めます。</p> <p>(2) 老人クラブ等と連携し、高齢者が活動・活躍できる場や機会をつくり、地域活動の一層の活性化につなげます。</p>
具体的な取組	<p>◆元気づくりステーションの立ち上げや運営支援</p> <p>◆保健活動推進員や食生活等改善推進員などと連携したロコモ予防の普及啓発</p> <p>◆自分の健康状態を知る機会づくり</p>
活動指標	<p>【定量評価】</p> <p>・元気づくりステーション活動支援回数 現状値（令和元年度）：56回 目指す方向性：↗</p> <p>・地域での保健活動推進委員による健康チェック実施回数 現状値（令和元年度）：43回 目指す方向性：↗</p>
SDGs	

施 策②	働き・子育て世代の健康づくりの推進
内 容	<p>(1) 若い世代が多く住むという都筑区の特徴を踏まえ、仕事や子育て等で忙しい中でも、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、働き・子育て世代に多い健康問題やその予防に関する啓発を進めます。</p>
具体的な取組	<p>◆企業や地域団体等と連携した健康講座の開催</p> <p>◆食生活等改善推進員（ヘルスマイト）と連携した保育園や小学校等での食育交流会の実施</p> <p>◆乳幼児健診や両親教室等での健康づくりに関する情報提供</p>
活動指標	<p>【定量評価】</p> <p>食育健康フェアの参加団体数・参加者数 現状値（令和元年度）：18団体・約700人 目指す方向性：↗</p>
SDGs	

施 策③	健康づくり・介護予防の推進
内 容	<p>(1) 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の特性を活かしながら、介護予防に取り組める事業を展開します。</p> <p>(2) 高齢者の生活課題を解決するために、高齢者の暮らしの状況や生活上のニーズを把握します。</p>
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆都筑野菜や緑道などの区内の資源を活用した取組の推進 ◆口腔ケアの取組の推進 ◆元気づくりステーションの立ち上げや運営支援【再掲】 ◆要支援 1・2 の要支援認定を受けた方等への介護予防の推進及び生活支援サービスの提供
活動指標	<p>【定量評価】</p> <p>健康づくり・介護予防普及啓発講座等の開催数、参加者数</p> <p style="text-align: right;">現状値（令和元年度）：24 回・535 人 目指す方向性：↗</p>
SDGs	

施 策④	保健・医療・福祉等の多分野による連携の促進
内 容	<p>(1) 保健・医療・福祉分野における多職種での、また地域の関係機関間での情報交換の場の設定等を行い、横のつながりづくりを促進します。</p>
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の実情に合わせた生活支援サービス提供の仕組みづくり ◆地域ケア会議を活用した高齢者支援に関するネットワークの構築 ◆高齢者、障害者、子ども等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携促進
活動指標	<p>【定性評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域で行われている各分野のネットワーク会議の開催状況 ・地域ケアプラザ圏域で行われている各分野のネットワーク会議の開催状況
SDGs	

推進の柱 3

地域における様々な主体が連携しながら、地域がもつ力をわかちあえる地域づくり

重点項目 3-1

幅広い区民参加の促進を図ります。

現状と課題

- ◆住み慣れた地域で安心して充実した生活を送るためには、住民一人ひとりが福祉や健康づくりに関心を持ち、住民参加による福祉保健のまちづくりを行うことが重要です。
- ◆福祉教育や世代間交流などを通じて、地域の文化や福祉保健課題を知る機会を広げることで、地域活動や行事・イベント等への参加や福祉保健課題の解決に向けた担い手づくりにつなげていくことが必要です。

柱 3-1-1

幅広い住民の参加の促進

将来の目指す姿

- 1 あらゆる世代の人たちが地域と関わり合いをもち、福祉保健活動に参加する人が増えています。
- 2 次世代を対象とした地域でのつながりを育てていく取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。

施 策①	幅広い住民の参加の促進
内 容	(1) 地域活動に関心を持つ人を増やし、一人でも多くの住民が地域活動に参加できるよう促し、地域活動の担い手育成につなげていきます。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域活動へ一歩踏み出す後押しをする取組の実施 ◆地域情報や活動に関する情報発信など地域を知るきっかけづくり ◆幅広い方に地域行事等に参加してもらう呼びかけ・コーディネートの実施 (学生の力の活用、若い世代へ子どもをきっかけとした地域への関わりの促進) ◆地域ケアプラザのボランティアコーディネート機能の充実
活動指標	<p>【定量評価】</p> <p>地域ケアプラザが把握しているボランティア新規登録人数</p> <p>現状値(令和元年度)：45人 目指す方向性：↗</p>
SDGs	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>  </div> </div> 

重点項目3-2

多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めます。

現状と課題

- ◆複数の組織や団体が協力したり、お互いを補い合うことで、それぞれの活動や取組が広がり、高い効果が期待できます。そのため、地域で活動する団体、行政、関係機関、企業、学校等が横のつながりの関係を強め、連携を深めていくことが大切です。
- ◆社会福祉法の改正等により、社会福祉法人は公益性・非営利性を備えた法人として、地域貢献への期待が高まっています。各法人・施設が地域とつながるとともに、実施する事業の特長を活かし、地域ごとのニーズに合った取組を進めていくことが重要です。

柱3-2-1

地域福祉保健に関わる企業や社会福祉法人等との連携・協働の推進

将来の目指す姿

- 1 住民や自治会町内会などの地域団体と地域にある社会福祉法人等の施設、企業、NPO法人、学校等、地域の多様な主体がそれぞれの強みや経験を活かしながら、地域課題に対して、連携・協働して解決に向け取り組み、その取組が広がっています。

施策①	地域福祉保健に関わる企業や社会福祉法人等との連携・協働の推進
内容	(1) 企業、NPO法人、学校等地域の多様な主体が住民・地域団体等と連携・協働し、それぞれの強みを最大限に発揮して取り組めるよう支援します。 (2) 社会福祉法人・施設が、その特徴や専門性を活かして地域貢献活動に取り組めるよう支援します。
具体的な取組	◆地域と多様な主体により実施されている事例の周知 ◆学校と地域の協働の推進 ◆地域と社会福祉法人・施設により実施されている事例の周知 ◆地域と社会福祉法人・施設とのコーディネート
活動指標	【定性評価】 ・地域と社会福祉法人が協働して実施している事例 ・地域と企業が協働して実施している事例
SDGs	  

重点項目 3-3

地域福祉保健活動を広げるための環境づくりを進めます。

現状と課題

- ◆地域では多くの住民が地域福祉保健活動に取り組んでいますが、担い手の負担増や財源の問題、取組内容のマンネリ化等により、継続が難しくなっている活動も少なくありません。活動を立ち上げるためや継続させていくための支援が求められています。
- ◆活動を継続させていくためには組織的な活動として継続・発展させていくことを通じて、地域福祉保健活動の裾野を広げていく必要があります。

柱 3-3-1

地域福祉保健活動の充実

将来の目指す姿

- 1 地域福祉保健活動が継続、拡充するための環境が整備でき、地域の課題に応じた様々な活動が広がっています。
- 2 活動の立ち上げ・継続に必要な支援策が広く認知され、活用されています。

施 策①	地域福祉保健活動の充実
内 容	<p>(1) 身近な地域でちょっとした困りごと等を解決するため、ボランティア等の登録や相談、コーディネートを行う地区ボランティアセンターの立ち上げや継続を支援します。</p> <p>(2) 新たな活動や継続的に活動を実施していくための助成金、資金確保の手法、ノウハウ等の支援策について、必要としている活動団体等に提供します。</p>
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活支援ボランティアなどの立ち上げ、継続支援 ◆団体が自立して活動していくために必要な情報の提供 ◆活動の立上げ・継続に必要な支援制度に関する広報 ◆関連する他分野と連携した地域支援の推進
活動指標	<p>【定量評価】</p> <p>生活支援ボランティア登録数 現状値（令和元年度）：集計中 目指す方向性：↗</p>
SDGs	   



第6章 計画の推進体制

1. 区計画の推進の考え方と推進体制について

◆区計画の推進の考え方

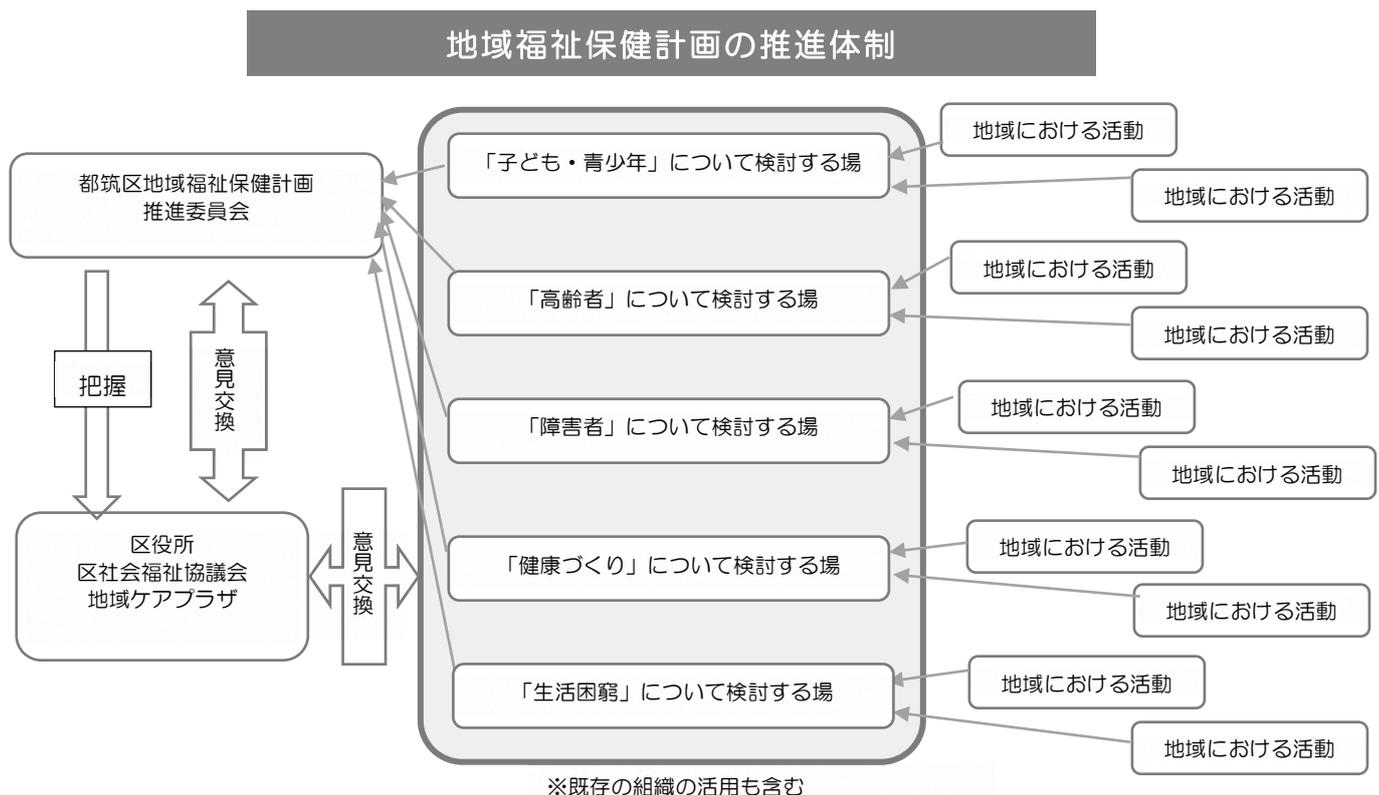
地域福祉保健計画は、区民の皆さまや活動団体、企業等と区役所、区社協、地域ケアプラザが目標や取組の方向性を共有し、協働して活動や取組を進めることで、推進を図っていくものです。着実な推進のためにも、お互いの活動を理解し、尊重しつつ役割を明確にしたうえで連携していくことが重要です。

◆区計画の推進組織の構成と役割

区計画全体の進捗状況を確認し、計画推進に必要な取組を検討する体制として、第4期計画においても、継続して下記の体制を設置します。

○都筑区地域福祉保健計画推進委員会

第4期計画の策定及び推進を目的に、自治会町内会長をはじめ、福祉、保健、医療その他各種団体の代表や学識経験者から構成される会議です。この会議を推進・進捗確認の場として位置づけ、計画の推進等について協議していきます。また、より具体的な議論を交わし、効果的に取組を推進するため、委員会の下に各分野について、検討する場を設けます。



2. 地区別計画の推進の考え方と推進体制について

◆地区別計画の推進の考え方

地区別計画は「地域の皆さんで作った地域のための計画」であり、策定の段階だけではなく、その推進も地域主体で進めていくこととなります。計画に記載のある取組は地区で活動する様々な人や団

体がそれぞれの活動の中で取り組むことも多く、その進捗状況等を確認したり、取り組んでいく上での課題等を共有する場が必要です。

◆地区別計画の推進組織の構成と役割

各地区では、地区別計画の推進・進捗管理を行う体制を作ります。15ある連合町内会自治会・地区社会福祉協議会エリアごとに状況は異なりますが、自治会町内会、地区社協、地区民生委員児童委員協議会などの地域団体や地区の中で活動する様々な分野の方々の参加により構成します。

これまである既存の組織（支え合い連絡会など）を活用することも考えられます。

なお、地区別計画の推進にあたっては、区役所と区社協、地域ケアプラザが連携して、地域の様々な活動を支え、応援していきます。

3. 計画の振り返りについて

◆区計画の振り返り

○各年度の振り返り

毎年度の「都筑区地域福祉保健計画推進委員会」において、目標に沿った取組がどの程度進んだか、次年度に向けての課題、新たに取り組むべきこと等について報告し、意見をいただきます。

○評価内容・手順

区計画の評価は、各重点項目に設定する「評価指標」に基づく以下の取組等の推進状況について、「目指す姿」にどれだけ近づいたかという視点で、定量（量）及び定性（質）の両面から総合的に判断し、評価を行います。

- ・地域課題解決に向けた区・地域の取組
- ・地域づくりを進めるための市域の施策や事業
- ・住民が主体的に進めている活動
- ・住民と多様な主体が連携・協働して進めている活動等

【評価の構成項目】

① 評価指標

定量評価に際して、目指す姿に近づくための取組・活動の結果を数値で表すこと、かつ経年で追うことが可能なものを「評価指標」として設定しました。

② 定性評価視点

定性評価に際して、「さまざまな主体を巻き込んで打ち合わせを重ねた」等、目指す姿に近づくための取組・活動（結果）を進めるために行ってきたことや今後の課題となること（経過）等、数値で表せない質的な視点で確認するものを「定性評価視点」として設定しました。

【評価の手順】

手順1：3つの推進の柱ごとに位置付けられた9の重点項目について、「評価指標」の経年変化や「定性評価視点」の取組状況を把握し、定量・定性評価を行います。

手順2：9の重点項目ごとに「目指す姿」にどれだけ近づいたかについて考察します。この際も、「結果」と「経過」、「できたこと・やったこと」と「課題」の視点を持って考察し、考察結果をもとに3つの推進の柱ごとの総合評価を行います。

【評価の視点】

評価では、下表のように、「結果」と「経過」の視点で取組状況の確認をしていきます。

第4期 評価指標の視点		定義
結果（定量）		<ul style="list-style-type: none"> ・目指す姿に近づくための、 ① 対象者の生活の質の向上につながる取組や仕組みができたか ② 課題解決に向けた取組はどの程度達成されたか
経過 （定性） （結果以外のもの）	地域における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「結果」のために、地域でどのような取組が行われたか ・住民・地域が主体的に取り組めたか ・関係機関・民間企業・市民活動団体等と公的機関、支援機関が協働して取り組めたか
	支援機関（区・区社協・地域ケアプラザ）による支援・地域への関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・「結果」のために、支援機関の働きかけや取組（支援）はどうだったか ・市として計画に位置付けた支援策はどの程度行われたか

※新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を踏まえ、評価方法については柔軟に対応していきます。

◆地区別計画の振り返り

○地区ごとの振り返り

地区ごとに組織されている「地区別計画の推進・進捗管理を行う場」を、必要に応じて開催し、進捗状況等の確認を行います。活動団体等がどの程度取組を進めたか、団体同士の活動状況の共有等も行い、次の活動につなげていきます。

また「地域懇談会」を年1回程度開催します。地域懇談会では計画の取組状況や今後の方向性等について、広く住民間で意見交換を行い、そこで出た意見を取組に反映させるなど、計画の推進につなげていきます。

○地区間での情報共有

それぞれの地区でどのような目標を掲げて活動を進めているのか、具体的な取組内容等の情報交換、発表の場として、「つづき あいフォーラム」を年1回開催します。

素案に対する皆様のご意見を
お待ちしております！



つづき

(キリトリ線) ✂

第4期都筑区地域福祉保健計画素案について
ご意見をお聞かせください。

◆第4期計画の方向性や考え方について

◆第4期計画の取組について

◆その他 自由意見

(キリトリ線) ✂

ご協力ありがとうございました。

ご意見募集します

素案の内容に対する皆さまのご意見・ご提案をお寄せください。

- ◇第4期計画の方向性や考え方について
- ◇第4期計画の取組について など

この素案に対するご意見やご提案がありましたら、下のハガキにご記入の上、お送りください。ハガキのほか、封書等の郵送、FAX、電子メールでも結構です。(様式は問いませんが、お住まいの町名、性別、年齢はお書きください。)

頂いたご意見等は今後の計画策定や地域福祉保健関連施策の参考にさせていただきます。ご意見を取りまとめたものを、都筑区地域福祉保健計画推進委員会へ報告するとともに、ホームページにて公表します。

◆ご意見等は、

令和2年11月30日(月)までに
お寄せください。

◆素案は、都筑区役所及び都筑区社会福祉協議会のホームページでご覧いただけます

▽ 都筑区役所

https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/4kichifuku.html

▽ 都筑区社会福祉協議会

<http://www.tuzuki-shakyo.jp/>



【封書、ファクシミリ、Eメール等の送付先】

〒224-0032
横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
横浜市都筑区役所 福祉保健課 事業企画担当
Tel 045-948-2344
Fax 045-948-2354
Eメール tz-tifuku@city.yokohama.jp

✂ (キリトリ線)

郵便はがき

224-8790

<受取人>

横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

横浜市都筑区福祉保健センター
福祉保健課 事業企画担当 行



※お名前の記入は不要です。

お住まいの町名 : ()

性別 : a 男性 b 女性

年代 : a 20歳未満 b 20~39歳
c 40~64歳 d 65~74歳
e 75歳以上

(キリトリ線)
✂

料金受取人払郵便

都筑局承認

347

差出有効期間
令和3年
2月5日まで
(郵便切手不要)